

欧州同盟条約および欧州共同体設立条約を改定する

リスボン条約（翻訳）（三）

鷺江義勝（監訳）

富川尚

菅沼靖志

久門宏子

山本直

第三部 リスボン条約の翻訳

リスボン条約前文

ベルギー国王陛下、ブルガリア共和国大統領、チェコ共和国大統領、デンマーク女王陛下、ドイツ連邦共和国大統領、エストニア共和国大統領、アイルランド国大統領、ギリシャ共和国大統領、スペイン国王陛下、フランス共和国大統領、イタリア共和国大統領、キプロス共和国大統領、ラトビア共和国大統領、リトアニア共和国大統領、ルクセンブルグ大公殿下、ハンガリー共和国大統領、マルタ国大統領、オランダ女王陛下、オーストリア共和国連

邦大統領、ポーランド共和国大統領、ポルトガル共和国大統領、ルーマニア国大統領、スロベニア共和国大統領、スロバキア共和国大統領、フィンランド共和国大統領、スウェーデン王国政府、ならびにグレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国女王陛下は、

同盟の効率と民主的正当性を強め、かつその行動の結束を高めるといふ観点から、アムステルダム条約およびニース条約により開始された過程を完遂することを念願し、

欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および欧州原子力共同体設立条約を改定することを決議し、

このために次の全権委員を任命した。

（全権委員名簿省略）

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の通り協定した。

リスボン条約一条 欧州同盟条約の改定（前出略）

リスボン条約二条 欧州共同体設立条約の改定（前出略）

最終規定

リスボン条約三条

本条約は、無期限に締結される。

リスボン条約四条

一、本条約に付属する第一議定書は、欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書の修正を含む。

二、本条約に付属する第二議定書は、欧州原子力共同体設立条約の修正を含む。

リスボン条約五条

一、本条約で修正された欧州同盟条約および欧州共同体設立条約の条文、節、章、編および部は、本条約の付属文書で定める対照表に従って番号が付け替えられ、対照表は本条約に含まれる。

二、欧州同盟条約および欧州同盟運営条約の条文、節、章、編および部への相互参照は、両条約間も含め、一項に従って読み替えられる。また、本条約の規定によって番号が付け替えられたあるいは整理し直された当該条文の項への言及は、それらの規定に従って適合される。

他の条約に含まれる欧州同盟条約および欧州経済共同体設立条約の条文、節、章、編および部ならびに同盟が基礎を置く第一次立法の法への言及は、本条一項に従って適合される。欧州同盟条約の記述、あるいは本条約の規定によって番号が付け替えられたか整理し直された欧州同盟条約または欧州共同体設立条約の項もしくは条文への言及は、本条約に従って適合される。

このような適合は、必要な場合には、当該規定が廃止されている場合にも適用される。

三、本条約によって修正され、他の文書あるいは法律に含まれる、欧州同盟条約および欧州共同体を設立する条約の記述、条文、節、章、編および部への言及は、一項およびそれぞれ該当する項に従って番号が付け替えられ、また本条約の特定の規定によって番号が付け替えられたか再整理された、それらの条約の記述、条文、節、章、編および部を指すものとして理解される。

リスボン条約六条

一、本条約は、締約国によりそれぞれの憲法上の要請に従って批准されるものとする。批准書はイタリア共和国政府に寄託される。

二、本条約は、すべての批准書が寄託された場合、二〇〇九年一

月一日に発効する。また、寄託されなかった場合には、前記の手続きを最後に行う署名国が批准書を寄託した月の翌月の最初の日に発効する。

リスボン条約七条

リスボン条約と称される本条約は、ブルガリア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイerland語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語により原本一通が作成され、各言語で作成された文章は等しく正文であり、イタリア共和国政府の国立公文書館に寄託される。イタリア共和国政府は、その認証謄本一通を他の署名国政府に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は本条約に署名した。

議定書

A. 欧州同盟条約、欧州同盟運営条約および適用可能な場合には、欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書

欧州同盟における国内議会の役割に関する議定書

締約国は、

欧州同盟の活動に関連して国内議会が自国政府を審査する方法は、各加盟国の特別な構造上の組織的問題かつ実践的問題であることを想起して、

国内議会を欧州同盟の活動により一層参加させることを奨励し、欧州同盟の立法草案ならびに国内議会にとって特に利害関係をもつ可能性のある他の問題に関して国内議会の見解を表明する能力を高めることを切望し、

欧州同盟条約、欧州同盟運営条約および欧州原子力共同体設立条約に付属する以下の規定について合意した。

I編 国内議会に対する情報

一条

委員会の協議文書（緑書、白書およびコミュニケーション）は、公表と同時に委員会によって直接国内議会に送付される。委員会は同様に、年間立法計画ならびにその他の立法計画書もしくは政策文書を欧州議会および理事会に送付すると同時に国内議会に送付する。

二条

欧州議会および理事会に送られた立法草案は国内議会に送付される。本議定書の目的を果たすために、「立法草案」は、立法行為の採択に関する、委員会からの提案、一定数の加盟国からの発議、欧州議会からの発議、司法裁判所からの要請、欧州中央銀行からの勧告および欧州投資銀行からの要請を意味する。

委員会が提起した立法草案は委員会によって欧州議会および理事会に直接送付されると同時に国内議会に直接送付される。

欧州議会が提起した立法草案は欧州議会によって国内議会に直接送付される。

一定数の加盟国、司法裁判所、欧州中央銀行もしくは欧州投資銀行が提起した立法草案は理事会によって国内議会に送付される。

三条

国内議会は、補完性の原理および比例性の原理に関する議定書で定められた手続きに従い、欧州議会議長、理事会議長ならびに委員会委員長に対して、立法草案が補完性の原理を遵守しているか否かについての理由を付した意見を送付することができる。

立法草案が一定数の加盟国から提起された場合、理事会議長は、理由を付した意見を当該加盟国政府に送付する。

立法草案が司法裁判所、欧州中央銀行もしくは欧州投資銀行から提起された場合、理事会議長は、理由を付した意見を関係主要機関もしくはその他の機関に送付する。

四条

立法草案が国内議会に対して同盟の公用語で利用可能とされた時点と、立法手続きの下で立法草案の採択もしくは立場の採択のために理事会に対して暫定議題に立法草案が上程される時点の間は、八週間の期間が設けられる。緊急の場合は例外が認められ、その理由は理事会の行為あるいは立場の中で述べられる。正当な理由が与えられた緊急の場合を除いて、その八週間の期間中は、立法草案についていかなる合意もなされてはならない。正当な理由が与えられた緊急の場合を除いて、理事会に対する暫定議題への立法草案の上程と立場の採択との間には、一〇日間の期間が設けられる。

五条

理事会が立法草案を審議する会合の議事録を含む、理事会会合の議題および結果は、加盟国政府に直接送付されると同時に国内議会に直接送付される。

六条

欧州理事会が欧州同盟条約四八条七項一段および二段を利用しようとする場合、国内議会はあらゆる決定が採択される少なくとも六ヶ月前には欧州理事会の発議に関する情報提供を受ける。

七条

会計検査院は情報提供のためにその年次報告書を欧州議会および理事会に送付すると同時に国内議会に送付する。

八条

国内の議会体制が一院制でない場合、一条から七条はその構成院に適用される。

II編 議会間協力 九条

欧州議会および国内議会は、同盟内における効果的かつ定期的な議会間協力の組織化ならびに促進をとともに決定する。

一〇条

同盟問題に関する議会委員会の会議は、欧州議会、理事会および委員会の注意を喚起するために適当と考えるあらゆる貢献を行うことができる。加えて、当該会議は、国内議会および欧州議会の特別委員会を含む両議会間の情報交換および最良の実践の交流を促進する。当該会議は同様に、特定の論題に関して、特に共通安全保障・防衛政策を含む共通外交・安全保障政策の問題を議論するために、議会間会議を組織することができる。当該会議がなす貢献は国内議会を拘束するものではなく、かつその立場を侵害するものではない。

補完性の原理および比例性の原理の適用に関する議定書

締約国は、

決定が同盟の市民に可能な限り近いところでなされることを確保することを望み、

欧州同盟条約五条に規定された補完性の原理および比例性の原理の適用に関する条件を確立し、かつこれらの原理の適用を監視する制度を確立することを決意し、
欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定について合意した。

一条

各機関は、欧州同盟条約五条に規定された補完性の原理および比例性の原理に対する不断の尊重を確保する。

二条

委員会は、立法行為を提案する前に、広く協議を行う。この協議は、適切な場合には、想定される地域ならびに地方レベルの活動を考慮に入れる。例外的に緊急な場合には、委員会はこの協議を行わない。委員会は提案の中でその決定に関する理由を示す。

三条

本議定書の目的を果たすために、「立法草案」は、立法行為の採択に関する、委員会からの提案、一定数の加盟国からの発議、欧州議会からの発議、司法裁判所からの要請、欧州中央銀行からの勧告および欧州投資銀行からの要請を意味する。

四条

委員会は、立法草案および修正案を同盟の立法機関に送付すると同時に国内議会に送付する。

欧州議会は、立法草案および修正案を国内議会に送付する。理事会は、一定数の加盟国、司法裁判所、欧州中央銀行もしくは欧州投資銀行から提起された立法草案および修正案を国内議会に送付する。

採択に際して、欧州議会の立法的決議および理事会の立場は欧州議会および理事会のそれぞれによって国内議会に送付される。

五条

立法草案は、補完性の原理および比例性の原理に鑑みて正当化される。いかなる立法草案も、補完性の原理および比例性の原理の遵守を評価することを可能にする詳細な文書を含まなければならない。この文書は、提案の財政的影響に関する一定の査定を含むべきであり、命令の場合には、必要であれば地域の立法を含む加盟国によって設定される法規の含意に関する一定の査定を含むべきである。同盟の目的が同盟レベルにおいてよりよく達成されることと結論付ける理由は、質的な指標および可能な場合には量的な指標によって実証される。立法草案は、同盟、国内政府、地域または地方当局、経済主体および市民に負わされる財政的もしくは行政的なあらゆる負担の要求が最小になり、なおかつ達成されるべき目標に比例することを考慮に入れる。

六条

あらゆる国内議会もしくは国内議会の議院は、立法草案の伝達の日付から八週間以内に、欧州議会議長、理事会議長および委員会委員長に対して、当該草案が補完性の原理を遵守していないと

考える理由を付した意見を同盟の公用語で送ることができる。適当な場合には、立法権を有する地域の議会との協議は、各国内議会もしくは国内議会の議院がそれぞれが行う。

立法草案が一定数の加盟国から提起された場合、理事会議長はその加盟国政府に対して意見を送付する。

立法草案が司法裁判所、欧州中央銀行もしくは欧州投資銀行から提起された場合、理事会議長は関係主要機関もしくはその他の機関に対して意見を送付する。

七条

一 欧州議会、理事会および委員会、ならびに適当な場合には、一定数の加盟国、司法裁判所、欧州中央銀行および欧州投資銀行は、立法草案が提起された場合、国内議会もしくは国内議会の議院によって発せられた理由を付した意見を考慮に入れる。

各国内議会は二票を有し、国内の議会制度に基づいて分配される。二院制の議会制度の場合は、両議院はそれぞれ一票を有する。

二 立法草案が補完性の原理を遵守しないことに関する理由を付した意見が一項二段に従い国内議会に配分された全投票数の少なくとも三分の一を代表する場合、その草案は再検討されなければならない。自由、安全および公正の領域に関して欧州同盟運営条約七六条を根拠として提出された立法草案の場合には、この最低基準は四分の一となる。

この再検討の後、委員会、あるいは適当な場合には一定数の加盟国、欧州議会、司法裁判所、欧州中央銀行もしくは欧州投

資銀行から立法草案が提起された場合には、各機関は、その草案の継続、修正もしくは撤回を決定することができる。この決定に対しては理由が示されなければならない。

三、さらに、通常立法手続きの下で、立法行為に関する提案が補完性の原理を遵守しないことについての理由を付した意見が一項二段に従い国内議会に配分された投票数の少なくとも単純多数を代表する場合、その提案は再検討されなければならない。この再検討の後、委員会はその提案の継続、修正もしくは撤回を決定することができる。

委員会がその提案の継続を選択した場合、委員会は、理由を付した意見の中で、その提案が補完性の原理を遵守していると考えられる理由を正当化しなければならない。この理由を付した意見は、国内議会の理由を付した意見と同様に、以下の手続きにおける審議のために同盟の立法機関に提出されなければならない。

(a) 立法機関（欧州議会および理事会）は、第一読会を終了する前に、委員会の理由を付した意見に加えて国内議会の多数によって表明かつ共有された理由を特に考慮に入れて、立法提案が補完性の原理と両立しているか否かを考慮する。

(b) 理事会構成員の五五%の多数もしくは欧州議会における投票数の過半数によって、立法機関が提案は補完性の原理と両立していないとする意見をもつ場合、立法提案はそれ以上審議されない。

八条

欧州同盟司法裁判所は、立法行為による補完性の原理の違反を

理由として、欧州同盟運営条約二六三条で定められた法規に従って加盟国が提起する訴訟、もしくは国内議会あるいはその議院の代理として加盟国が自国の法的秩序に従って通告する訴訟に関して管轄権を有する。

同条で定められた法規に従い、地域委員会は同様に、地域委員会と協議することを欧州同盟運営条約が規定する採択に関する立法行為に対して同様の訴訟を提起することができる。

九条

委員会は、欧州理事会、欧州議会、理事会および国内議会に対して、欧州同盟条約五条の適用に関する報告書を毎年提出する。この年次報告書は経済社会委員会ならびに地域委員会にも送付される。

ユーロ・グループに関する議定書

締約国は、

欧州同盟におけるより強力な経済成長のための条件を促進すること、ならびにその目的のため、ユーロ圏における経済政策のより緊密な協調を展開することを切望し、

ユーロが同盟のすべての加盟国の通貨となるまでの間、ユーロを通貨とする加盟国間の緊密な対話のための特別規定を定める必要性を意識し、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定に合意した。

一条

ユーロを通貨とする加盟国の関係は、非公式に会合をもつ。この会合は、必要な場合、単一通貨に関して当該加盟国が共有する特定の責任に関連する問題について協議するために開催される。委員会はこの会合に参加する。欧州中央銀行はその会合への参加が求められ、それはユーロを通貨とする加盟国の財政を担当する閣僚代理と委員会代表によって準備される。

二条

ユーロを通貨とする加盟国の関係は、多数決により二年半の任期で議長を選出する。

欧州同盟条約四二条により確立される恒常的組織協力に関する議定書

締約国は、

欧州同盟条約四二条六項および四六条を考慮し、

同盟が、加盟国による活動のさらなる収斂の実現に基づき、共通外交・安全保障政策を遂行していることを想起し、

共通安全保障・防衛政策が共通外交・安全保障政策の不可分の一部であること、共通安全保障・防衛政策が文民のおよび軍事的手段を利用する作戦能力を同盟に与えていること、欧州同盟条約四三条に言及された同盟の域外の任務において同盟がそれらの手段を国連憲章の原則に従う平和維持、紛争予防および国際安全保障の強化のために用いることができること、また、これらの任務

の遂行が戦力の統合的保持の原則に従って加盟国により提供される能力を用いながら企図されることを想起し、

同盟の共通安全保障・防衛政策が、特定の加盟国の安全保障および防衛政策の特殊な性格を損なわないことを想起し、

同盟の共通安全保障・防衛政策が、すでに北大西洋条約機構加盟国の集団防衛の基礎となつている同機構の枠組みにおいて共同防衛が実施されることを重視する当該同盟加盟国が北大西洋条約の下で負う義務を尊重しており、かつ、当該枠組みにおいて確立される共通の安全保障および防衛政策と両立していることを想起し、ベルリン・プラスの取り決めに従い、安全保障および防衛の事項におけるより積極的な同盟の役割が、刷新された大西洋同盟の活性化に寄与するであろうことを確信し、

同盟が国際的な共同体の中でその責任を十分に果たす能力をもつことを確保することを決意し、

国際連合の機関が、国連憲章六章および七章の下で企図される任務の緊急実施に向けた同盟の支援を要請できることを認識し、安全保障および防衛政策の強化が能力の分野における加盟国の努力を必要とするであろうことを認識し、

欧州の安全保障および防衛政策の発展において新たな段階に踏込むためには、当該加盟国による決然とした努力が必要であることを意識し、

外交・安全保障政策担当同盟上級代表が恒常的組織協力に関連する進展に十分に関わることの重要性を想起し、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定に合意した。

一条

欧州同盟条約四二条六項に言及された恒常的組織協力は、リスボン条約の発効日以降に、以下のことを企図するすべての加盟国に開かれる。

(a) 適切な場合には、多国籍軍、主要な欧州軍備計画ならびに防衛能力の開発、研究、取得および軍備の分野における行政機関（欧州防衛庁）の活動に関して、加盟国の国家的寄与および参加による、加盟国の防衛能力の向上をより徹底的に進めること

(b) 欧州同盟条約四三条に言及された任務、特に国際連合機関の要請に応えるための任務を五日間から三〇日間にわたり遂行することができ、かつ、三〇日を初期日程とするが最長一三〇日間まで延長することができる、輸送および兵站等の支援部隊をとまなう、戦術の次元において戦闘集団として計画および組織される任務を目的とする実戦部隊を、国家のレベルにおいて、もしくは多国籍軍の一員として遅くとも二〇一〇年までに供給する能力を保持すること

二条

一条に定める目標を果たすために、恒常的組織協力に参加する加盟国は、以下のことを企図する。

(a) 防衛装備に関する投資費用の水準について確認された目標に到達するために、リスボン条約の発効日より協力すること、ならびに、その目標を安全保障の状況および同盟の国際的責任に照らして定期的に再検討すること

(b) 特に参加加盟国の軍事的要請の個々の特徴を調和することにより、また、参加加盟国の防衛手段および能力を共有し、かつ適切な場合にはそれらの手段および能力を専門化することにより、ならびに、訓練および兵站の分野における協力を奨励することにより、参加加盟国の防衛組織を可能な限り相互に一体化すること

(c) 場合によっては参加加盟国国内の意思決定手続きの再検討を含む、戦力の使用に関する共通の目標を特に明確にすることにより、参加加盟国の戦力の有用性、相互運用性、柔軟性および展開能力を高めるための具体的措置をとること

(d) 「能力開発メカニズム」の枠組みにおいて認められる不足を、多国間のアプローチ等を通じて、かつ北大西洋条約機構における関連する企図を妨げることなく改善するために必要な措置を参加加盟国がとることを確保するために協働すること

(e) 適切な場合には、欧州防衛庁の枠組みにおける主要な共同軍備計画もしくは欧州軍備計画の発展に参加すること

三条

欧州防衛庁は、能力に関する参加加盟国の寄与について、特に主に二条に基づいて設定される基準に従って行われる寄与について定期的に評価することに貢献し、かつ、これに関して少なくとも年一回報告を行う。その評価は、欧州同盟条約四六条に従い採択される理事会の勧告および決定のための基盤として用いることができる。

人権と基本的自由を保護するための欧州規約への同盟の加入についての欧州同盟条約六条二項に関連する議定書

締約国は、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定に合意した。

一条

欧州同盟条約六条二項に定められた人権と基本的自由を保護するための欧州規約（以下、「欧州規約」とする）への同盟の加入に関連する協定は、特に以下の点について、同盟および同盟法の特別の性格を守るための規定を設ける。

(a) 欧州規約の統制機関への同盟の参加を可能にするための特別の取り決め

(b) 非加盟国による申立および個人の申立が、加盟国および同盟もしくは加盟国または同盟へと、状況に応じて適正に名宛されることを確保するために必要な仕組み

二条

一条に言及された協定は、同盟の加入が同盟の権能もしくはその機関の権限に影響を与えないことを確保する。同協定は、そのいかなる規定も、欧州規約、特にその議定書に関する加盟国の状況、欧州規約一五条に従い同規約からの適用除外を行う加盟国によつてとられる措置、ならびに欧州規約五七条に従い加盟国によつて行われる同規約への留保に影響を与えないことを確保する。

三条

一条に言及された協定のいかなる規定も、欧州同盟運営条約三四四条に影響を与えない。

域内市場および競争に関する議定書

締約国は、

欧州同盟条約三条に定められた域内市場には競争が歪められないことを確保する制度が含まれることを考慮し、以下のことに合意した。

この目的のため、同盟は、必要な場合、欧州同盟運営条約三五二条を含む条約の規定の下で、行動を起こす。

本議定書は、欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する。

欧州同盟基本権憲章のポーランドおよび連合王国への適用に関する議定書

締約国は、

欧州同盟条約六条において、同盟が欧州同盟基本権憲章に定める権利、自由および原則を認めていることに鑑み、

憲章が前記六条および憲章のⅦ編の規定に完全に従つて適用されるべきであることに鑑み、

前記六条が、当該条文に言及される解説文に厳密に従つて憲章がポーランドおよび連合王国の裁判所により適用および解釈されることを求めていることに鑑み、

憲章が権利と原則の両方を含むことに鑑み、

憲章が市民のおよび政治的な性質をもつ規定と経済的および社会的な性質をもつ規定の両方を含むことに鑑み、

憲章が、同盟において認められる権利、自由および原則を確認し、かつ、その権利をより可視的にする一方で、新たな権利や原則を創出しないことに鑑み、

欧州同盟条約、欧州同盟運営条約および同盟法一般の下でポーランドおよび連合王国が負っている義務を想起し、

憲章の適用の特定の側面を明瞭にするというポーランドおよび連合王国の要望に留意し、

それゆえに、ポーランドおよび連合王国の法および行政的行為と関係する憲章の適用が、また、ポーランドおよび連合王国の国内における憲章の裁判に付される可能性が、明瞭になることを切望し、

本議定書が憲章の特定の規定の実施に言及していることは、憲章の他の規定の実施を一切妨げないことを確認し、

本議定書が憲章の他の加盟国への適用を妨げないことを確認し、

本議定書が欧州同盟条約、欧州同盟運営条約および同盟法一般の下でポーランドと連合王国が負う他の義務を妨げないことを確認し、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定に合意した。

一条

一 憲章は、欧州同盟司法裁判所もしくはポーランドあるいは連合王国のあらゆる裁判所が、ポーランドあるいは連合王国の法、規則もしくは行政的規定、慣行ないし行為が憲章により確認される基本的な権利、自由および原則とは整合していないことを判断する能力を拡大するものではない。

二 特に、かつ、疑念を避けるために、憲章IV編のいかなる規定も、ポーランドあるいは連合王国が国内法において裁判に付される権利を規定している場合を除き、ポーランドあるいは連合王国に適用されうる裁判に付されうる権利を創出するものではない。

二条

憲章の規定が国家の法および慣行に言及する場合、その規定は、憲章が含む権利または原則がポーランドあるいは連合王国の法もしくは慣行において認められている程度においてのみ、ポーランドあるいは連合王国に適用される。

共有する権能の行使に関する議定書

締約国は、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定に合意した。

単独条文

共有する権能に関する欧州同盟運営条約二条に則して、同盟が一定の領域において行動を起こす場合、この権能の及ぶ範囲は、当該同盟法によって規律される要素にのみ限定され、すべての領域に広がるものではない。

一般的利益サービスに関する議定書

締約国は、

一般的利益サービスの重要性を強調することを望み、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する、解釈に関する以下の規定に合意した。

一条

欧州同盟運営条約一四条の意味における一般的経済利益サービスに関連して、同盟が共有する価値には、特に以下のものが含まれる。

— 使用者の要請に可能な限り合致する一般的経済利益サービスを提供し、委任し、組織する国家、地域および地方当局の基本的な役割ならびに広範な自由裁量

— 様々な一般的経済利益サービス間の多様性、ならびに地理的、社会的もしくは文化的状況の違いから生じる可能性のある、使用者の要請および選好における差異

— 高水準の品質、安全性および入手可能性、平等な待遇、ならびに全域の利用の促進および使用者の権利の促進。

二条

条約の規定は、いかなる意味でも、非経済的な一般的利益サービスを提供し、委任し、組織する加盟国の権能に影響を与えないものとする。

二〇一四年一月一日から二〇一七年三月三日の間、ならびに二〇一七年四月一日以降の欧州同盟条約一六条四項および欧州同盟運営条約二三八条二項の実施に関する理事会の決定に関する議定書

締約国は、

リスボン条約を承認した際に、二〇一四年一月一日から二〇一七年三月三日の間、ならびに二〇一七年四月一日以降の欧州同盟条約一六条四項および欧州同盟運営条約二三八条二項の実施に関連する理事会の決定（以下、「決定」とする）に関する合意が有する根本的な重要性を考慮し、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定に合意した。

単独条文

当該決定あるいはその規定の修正もしくは廃止、同盟のその他の法的行為の変更を通じての決定の範囲および意味内容の間接的な変更のいずれかを目的とするすべての草案についての理事会での検討以前に、欧州理事会は、欧州同盟条約一五条四項に従い、総意によって、当該草案についての事前審議を開催する。

過渡規定に関する議定書

締約国は、

リスボン条約の発効に先んじて適用される条約の機関関係の規定からリスボン条約に含まれる規定への移行を系統立てるために、過渡規定を定めることが必要であることに鑑み、

欧州同盟条約、欧州同盟運営条約および欧州原子力共同体設立条約に付属する以下の規定に合意した。

一条

本議定書において「条約」という語は、欧州同盟条約、欧州同盟運営条約および欧州原子力共同体設立条約を意味する。

I 編 欧州議会に関する規定

二条

欧州同盟条約一四条二項に従って、欧州理事会は、二〇〇九年の欧州議会選挙の前の適切な時期に、欧州議会の構成を定める決定を採択する。

二〇〇四年―二〇〇九年議会の期間の終了までは、欧州議会に選出される議員の構成および人数に関しては、リスボン条約の発効日に存在している構成および人数と同じものが維持される。

II 編 特定多数決に関する規定

三条

一、欧州同盟条約一六条四項に従って、同条四項の規定ならびに

欧州理事会および理事会における特定多数決の定義に関する欧州同盟運営条約二三八条二項の規定は、二〇一四年一月一日に効力を発する。

二、二〇一四年一月一日から二〇一七年三月三十一日の間、特定多数決によって行為が採択される予定の場合、理事会構成員は、三項に定義された特定多数決に従って、当該行為が採択されるように要請することができる。この場合、三項および四項が適用される。

三、二〇一四年一月三十一日までは、欧州同盟運営条約二三五条一項二段を侵害しない限り、以下の規定が効力を維持する。

特定多数決を必要とする欧州理事会および理事会の行為に関しては、構成員の投票は以下のように加重配分される。

ベルギー	12
ブルガリア	10
チェコ共和国	12
デンマーク	7
ドイツ	29
エストニア	4
アイルランド	7
ギリシャ	12
スペイン	27
フランス	29
イタリア	29
キプロス	4
ラトビア	4

リトアニア	7
ルクセンブルグ	4
ハンガリー	12
マルタ	3
オランダ	13
オーストリア	10
ポーランド	27
ポルトガル	12
ルーマニア	14
スロベニア	4
スロバキア	7
フィンランド	7
スウェーデン	10
連合王国	29

条約の下で、行為が委員会からの提案に基づいて採択されなければならぬ場合には、理事会構成員の多数を代表する少なくとも二五五票の賛成票が存在する場合に、当該行為は採択される。他の場合には、理事会構成員の少なくとも三分の二を代表する少なくとも二五五票の賛成票が存在する場合に、決定は採択される。

欧州理事会構成員もしくは理事会構成員は、特定多数決で欧州理事会もしくは理事会によって行為が採択される場合には、特定多数を構成する加盟国が、同盟の人口の少なくとも六二%を代表していることを確認するための照会がなされることを要請することができる。特定多数を構成する加盟国が、同盟の人

口の少なくとも六二%を代表していることが証明されない場合は、当該行為は採択されない。

四. 二〇一四年一〇月三十一日まで、条約の下で、理事会構成員のすべてが投票に参加するわけではない場合、すなわち欧州同盟運営条約二三八条三項に定義された特定多数決への言及がなされている場合には、特定多数決は、同じ比率の加重投票および同じ比率の理事会構成員、さらには、適切な場合には、本条三項に規定された当該加盟国の同じ人口比率によって定義される。

III編 理事会の形態に関する規定 四 条

欧州同盟条約一六条六項一段に言及された決定が発効するまで、理事会は欧州同盟条約一六条六項二段および三段に規定された形態で会合することができると共に、単純多数決による一般問題理事会の決定によって制定される一覽表に基づいたその他の形態でも会合することができる。

IV編 外交・安全保障政策担当同盟上級代表を含む委員会に関する規定
五 条

リスボン条約の発効日に在職している委員会の委員は、在任期間終了まで職にとどまる。ただし、外交・安全保障政策担当同盟上級代表の任命の日に同代表と同じ国籍を持つ委員の任期は終了する。

V編 理事会事務局長、共通外交・安全保障政策上級代表および
理事会副事務局長に関する規定

六条

理事会事務局長、共通外交・安全保障政策上級代表および理事
会副事務局長の在任期間は、リスボン条約の発効日に終了する。
理事会は欧州同盟運営条約二三七条二項に従って、事務局長を任
命する。

VI編 諮問機関に関する規定

七条

欧州同盟運営条約三〇一条に言及された決定が発効するまで
は、経済社会委員会の構成員の配分は、以下のものとする。

ベルギー	12
ブルガリア	12
チェコ共和国	12
デンマーク	9
ドイツ	24
エストニア	7
アイルランド	9
ギリシャ	12
スペイン	21
フランス	24
イタリア	24
キプロス	6
ラトビア	7

リスボン条約(翻訳)(三)

リトアニア	9
ルクセンブルグ	6
ハンガリー	12
マルタ	5
オランダ	12
オーストリア	12
ポーランド	21
ポルトガル	12
ルーマニア	15
スロベニア	7
スロバキア	9
フィンランド	9
スウェーデン	12
連合王国	24

八条

欧州同盟運営条約三〇五条に言及された決定が発効するまで
は、地域委員会の構成員の配分は、以下のものとする。

ベルギー	12
ブルガリア	12
チェコ共和国	12
デンマーク	9
ドイツ	24
エストニア	7
アイルランド	9

同志社法学 六〇巻二号

五四五 (二二八九)

ギリシャ	12
スペイン	21
フランス	24
イタリア	24
キプロス	6
ラトビア	7
リトアニア	9
ルクセンブルグ	6
ハンガリー	12
マルタ	5
オランダ	12
オーストリア	12
ポーランド	21
ポルトガル	12
ルーマニア	15
スロベニア	7
スロバキア	9
フィンランド	9
スウェーデン	12
連合王国	24

Ⅶ編 リスボン条約の発効に先んじて、欧州同盟条約Ⅴ編および

Ⅵ編に基づいて採択される行為に関する過渡規定

九条

リスボン条約の発効に先んじて、欧州同盟条約に基づいて採択

される同盟の主要機関、その他の諸機関、部局および行政法人の行為の法的効果は、当該行為が条約の実施において、削除、廃止あるいは修正されるまで、存続する。同様のことが、欧州同盟条約に基づいて、加盟国間で締結される協定にも適用される。

一〇条

一、過渡的措置として、また、リスボン条約発効以前に採択された刑事問題に関する警察協力および司法協力の分野における同盟の行為に関して、機関の権限は、リスボン条約の発効日以降に、以下のようになる。すなわち、欧州同盟運営条約二五八条の下での委員会の権限は適用されず、リスボン条約の発効以前に効力を有する欧州同盟条約Ⅴ編の下での欧州同盟司法裁判所の権限は、欧州同盟条約三五条二項の下で受け入れられた場合を含めて、これまで同様に維持される。

二、修正された行為が適用される加盟国に関する当該修正行為に関して、一項に言及された行為の修正は、条約の中で設定されたように一項に言及された機関の権限の適用を可能にする。

三、いかなる場合にも、一項に言及された過渡的な措置は、リスボン条約発効日以降、五年間で効力を失効する。

四、三項に言及された過渡期間の満了の少なくとも六ヶ月前に、連合王国は、一項に言及された行為に関しては、条約の中で設定された一項に言及された機関の権限受け入れないと理事会に告知することができる。連合王国がこの告知を行った場合、一項に言及されたすべての行為は、三項に言及された過渡期間の満了以降、連合王国への適用を停止する。本段は、二項に言及

された連合王国に現に適用されている修正された行為に関しては、適用されない。

理事会は、委員会の提案に基づき、特定多数決により、必要な関連する、かつ過渡的な合意を決定する。連合王国は、この決定の採択に参加しない。理事会の特定多数決は、欧州同盟運営条約二二八条三項(a)に従って、定義される。

理事会は、連合王国が当該行為への参加を中止した結果として必然のおよび不可避免的に発生する直接的な財政的結果がある場合には、それを当該国が負うことを定める決定を、委員会の提案に基づき、特定多数決により採択することができる。

五、連合王国は、その後いつでも、四項一段に従って、連合王国に対して適用を停止している行為に参加するという自らの希望を理事会に告知することができる。この場合、欧州同盟の枠組みに統合されたシェンゲン・アキに関する議定書および自由、安全および公正の領域に関する連合王国およびアイルランドの立場に関する議定書の関連規定が場合に依りて、適用される。これらの行為に関する機関の権限は、条約に定められたものとする。関連議定書の下で行為する場合は、同盟の機関および連合王国は、同盟のアキのさまざまな要素の結合性を尊重しながら、かつそれらの要素の実施機能に重大な影響を与えることなく、自由、安全および公正の領域における同盟のアキへの連合王国の参加に関する可能な限り広範な措置を再構築することを模索する。

B. リスボン条約に付属する議定書

欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および場合により欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書を修正する第一議定書

一条

廃止される議定書

- 以下の議定書が廃止される。
- (a) イタリアに関する議定書（一九五七年）
 - (b) 特定の国で発明および輸出され、加盟国に輸入される際に特別待遇を受ける商品に関する議定書（一九五七年）
 - (c) 欧州金融機関定款に関する議定書（一九九二年）
 - (d) 経済通貨同盟の第三段階への移行に関する議定書（一九九二年）
 - (e) ポルトガルに関する議定書（一九九二年）
 - (f) 欧州同盟における国内議会の役割に関する議定書（一九九七年）は、同じ題目で新しい議定書に置き換わる。
 - (g) 補完性の原理および比例性の原理の適用に関する議定書（一九九七年）は、同じ題目で新しい議定書に置き換わる。
 - (h) 動物の保護および健康に関する議定書（一九九七年）の文章は、欧州同盟運営条約一三条になった。
 - (i) 欧州同盟の拡大に関する議定書（二〇〇一年）
 - (j) 欧州共同体設立条約六七条に関する議定書（二〇〇一年）

欧州同盟司法裁判所規程に関する議定書（省略）

欧州中央銀行制度および欧州中央銀行定款に関する議定書（省略）

欧州投資銀行定款に関する議定書（省略）

欧州同盟の諸機関、特定のその他の機関、部局、行政法人および部門の所在地に関する議定書

加盟国政府代表は、

欧州同盟運営条約三四一条および欧州原子力共同体設立条約一八九条を尊重し、

将来の機関、組織および部局の所在地に関する決定を侵害することなく、一九六五年四月八日の決定を想起するとともに確認し、

欧州同盟条約、欧州同盟運営条約および欧州原子力共同体設立条約に付属する以下の規定について合意した。

単独条文

- (a) 欧州議会は、予算に関する本会議を含む月例本会議の一二会期が開かれるストラスブルクにその所在地を置く。特別本会議の会期は、ブリュッセルで開催される。欧州議会の委員会は、ブリュッセルで会合する。欧州議会の事務局およびその部局は、ルクセンブルクに残留する。
- (b) 理事会は、ブリュッセルにその所在地を置く。四月、六月

および一〇月の各月の間は、理事会はルクセンブルグで会合を開催する。

(c) 委員会は、ブリュッセルにその所在地を置く。一九六五年四月八日の決定の七条、八条および九条に掲載された部局は、ルクセンブルグに設置される。

(d) 欧州同盟司法裁判所は、ルクセンブルグにその所在地を置く。

(e) 会計検査院は、ルクセンブルグにその所在地を置く。

(f) 経済社会委員会は、ブリュッセルにその所在地を置く。

(g) 地域委員会は、ブリュッセルにその所在地を置く。

(h) 欧州投資銀行は、ルクセンブルグにその所在地を置く。

(i) 欧州中央銀行は、フランクフルトにその所在地を置く。

(j) 欧州刑事機構（ユーロポール）は、ハーグにその所在地を置く。

同盟の特権および免除に関する議定書（省略）

収斂基準に関する議定書（省略）

グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国に関連する特定の規定に関する議定書（省略）

デンマークに関連する特定の規定に関する議定書（省略）

欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する

議定書

締約国は、

一九八五年六月一四日および一九九〇年六月一九日にシエンゲンにおいて特定の欧州同盟加盟国によって署名された共通の国境での検問の段階的廃止に関する協定は、これらの協定に基づいて採択された関連の協定および法規と同様に、一九九七年一〇月二日のアムステルダム条約によって欧州同盟の枠組みに統合されたことに注目し、

アムステルダム条約の発効後に発展したシエンゲン・アキを擁護することを切望し、また、内部に境界線のない自由、安全および公正の領域を同盟の市民に提供するという目標の実現に寄与するためにこのアキを発展させることを切望し、

デンマークの特別の立場を考慮し、

アイルランドならびにグレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国はシエンゲン・アキの規定のすべてには参加していない事実、および、しかしながら、これらの加盟国が当該アキの残りの規定の全部もしくは一部を受け入れることができるように規定が設けられるべきである事実を考慮し、

結果として、加盟諸国間のより緊密な協力に関する条約の規定を活用する必要があることを認識し、

アイスランド共和国およびノルウェー王国の両国は、欧州同盟の加盟国である北欧諸国とともに、北欧旅券同盟の規定により拘束されているために、両国との特別の関係を維持する必要を考慮し、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定に合意した。

一条(修正)

ベルギー王国、ブルガリア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、エストニア共和国、ギリシア共和国、スペイン王国、フランス共和国、イタリア共和国、キプロス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルグ大公国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、オランダ王国、オーストリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、スロベニア共和国、スロバキア共和国、フィンランド共和国およびスウェーデン王国は、理事会によって策定される、シエンゲン・アキを構成する規定の対象となる分野において、これら諸国家間のより緊密な協力を確立することを承認する。この協力は、欧州同盟の制度的および法的枠組みにおいて、条約の関連規定を尊重して行われる。

二条(修正)

シエンゲン・アキは、二〇〇三年四月一六日の加盟条約三条もしくは二〇〇五年四月二五日の加盟条約四条を妨げることなく、一条に言及された加盟国に適用される。理事会は、シエンゲン協定によって設置された執行委員会の代わりとなる。

三条(修正)

シエンゲン・アキの発展を構成する措置の採択へのデンマーク

の参加、およびこれらの措置の実施ならびにデンマークへの適用は、デンマークの立場に関する議定書の関連規定によつて規律される。

四条（修正）

アイルランドならびにグレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国は、このシエンゲン・アキの規定の一部もしくは全部への参加を要請することが常時可能である。

理事会は、一条に定めるその構成員および当該国政府代表の全会一致によりその要請について決定する。

五条（修正）

一、シエンゲン・アキを基礎とする提案および発議は、条約の関連規定に従う。

これに関連して、アイルランドあるいは連合王国が、参加を望む旨を合理的な期間内に文書により理事会に告知しない場合には、欧州同盟運営条約三二九条に言及された承認は、一条に言及された加盟国に与えられるものとし、かつ、アイルランドもしくは連合王国のいずれかの国が当該協力の分野への参加を望む場合には、これら両国のいずれかにも与えられるものとする。

二、アイルランドもしくは連合王国のいずれかの国が四条の下での決定に従い告知を行うとみなされる場合であっても、当該国は、そのような提案ないし発議への参加を望まない旨を三ヶ月以内に文書により理事会に告知することができる。この場合、

アイルランドあるいは連合王国は、四条の下での決定の採択には参加しない。文書による告知がなされて以降、シエンゲン・アキを基礎とする措置を採択する手続きは、三項または四項に定める手続きが終了するまで、あるいは告知が三項または四項に定める手続きの間に撤回されるまで停止される。

三、二項に言及された告知を行った加盟国に関しては、四条に従い理事会によつてとられたあらゆる決定は、理事会が必要と考へる程度において、かつ委員会の提案に基づく特定多数決による理事会の決定に定める条件の下で、提案された措置の発効日より適用を中止する。この決定は、以下の基準に従つて行われる。すなわち、理事会は、シエンゲン・アキのさまざまな要素の結合性を尊重しながら、かつそれらの要素の実施機能に重大な影響を与えることなく、当該加盟国の参加に関する可能な限り広範な措置を維持することを模索する。委員会は、二項に言及された告知の後、可能な限り迅速に提案を提出する。理事会は、二回連続の会合を招集した後必要な場合には、委員会提案から四ヶ月以内に行爲する。

四、四ヶ月が経過するまでに理事会が決定を採択しない場合、いずれの加盟国も、問題が欧州理事会に付託されることを遅滞なく要請することができる。この場合、欧州理事会は、次の会合において、委員会の提案に基づき特定多数決により、三項に言及された基準に従い決定する。

五、三項あるいは四項に定める手続きが終了するまでに理事会もしくは場合によっては欧州理事会が決定を採択しない場合、シエンゲン・アキを基礎とする措置を採択するための手続きの一

時停止は終了する。前記の措置が引き続いて採択される場合、四条に従い理事会が採択したあらゆる決定は、当該加盟国が二項に言及された告知を措置が採択されるまでに撤回しない限り、委員会によって決定される条件の程度において、かつその条件の下で、当該加盟国への適用を中止する。委員会は、この措置が採択される日までに行為する。決定を行うに際して、委員会は、三項に言及された基準を尊重する。

六条（修正）

アイスランド共和国およびノルウェー王国は、シエンゲン・アキの実施および同アキのさらなる発展に関与する。一条に言及された加盟国の全会一致により、理事会が両国と締結した協定の効果について適切な手続きが合意される。このような協定は、本議定書の実施から生じるすべての財政的結果へのアイスランドとノルウェーの貢献に関する規定を含む。

シエンゲン・アキがアイスランド、グレート・ブリテンおよび北オーストラリア連合王国、アイスランドおよびノルウェーの諸国に適用される領域においては、アイスランドならびにグレート・ブリテンおよび北オーストラリア連合王国の両国とアイスランドおよびノルウェーの両国の間で権利と義務を定めるための個別の協定が、理事会の全会一致によりアイスランドおよびノルウェーと締結される。

七条（八条から移動）

欧州同盟への新規加盟国の加盟交渉の目的を果たすために、シ

エンゲン・アキおよびその範囲内において機関によりとられたさらなる措置は、すべての加盟候補国によって十分に受け入れられる必要があるアキとしてみなされる。

欧州同盟運営条約二六条の特定の側面の連合王国およびアイスランドへの適用に関する議定書

締約国は、

連合王国およびアイスランドに関連する特定の問題を解決することを切望し、

連合王国およびアイスランド間の旅行に関する特別の取り決めが長年存在することに鑑み、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定について合意した。

一条（修正）

連合王国は、欧州同盟運営条約二六条および七七条、同条約または欧州同盟条約の他のいかなる規定、これらの条約の下で採択されたいかなる措置、および同盟ないし同盟と加盟国が一ヶ国以上の第三国との間で締結したいかなる国際協定にも関わらず、以下の目的のために必要と考えることができる場合には、他の加盟国との国境において連合王国に入国しようとする人を管理することを認められる。

(a) 加盟国の市民、および同盟法に従って権利が与えられるその扶養家族、ならびに連合王国が拘束される協定によって権

利が与えられている他国の市民の、連合王国に入国する権利を確認するため

(b) その他の人々に連合王国への入国許可を与えるか否かを決定するため

欧州同盟運営条約二六条および七七条、同条約または欧州同盟条約の他のいかなる規定、もしくはこれらの下で採択されたいかなる措置も、連合王国がこのような管理を採用し、あるいは実施する権利を妨げない。本条に言及された連合王国は、連合王国が対外関係に責任をもつ領域を含むものとする。

二条（修正）

本議定書一条一段(a)に言及された人の権利が完全に尊重されながら、連合王国およびアイルランドは、相互の領域間における人の移動に関する両国間の取り決め、「共同旅行領域」を継続することができる。したがって、両国がこのような取り決めに維持する限り、本議定書一条の規定は、連合王国に対するものと同じ期間および条件の下でアイルランドに適用される。欧州同盟運営条約二六条および七七条、同条約または欧州同盟条約の他のいかなる規定、およびこれらの下で採択されたいかなる措置も、この取り決めに影響を与えない。

三条（修正）

他の加盟国は、自国の国境において、あるいは自国の領域に入るためのあらゆる地点において、本議定書一条が規定するのと同じ目的のために連合王国あるいは同国が対外関係に責任をもつ他

のあらゆる領域からの、もしくは本議定書一条の規定がアイルランドに適用される限りにおいてはアイルランドからの、自国への入国を求める人を管理することを認められる。

欧州同盟運営条約二六条および七七条、同条約または欧州同盟条約の他のいかなる規定、あるいはこれらの下で採択されたいかなる措置も、他の加盟国がこのような管理を採用し、あるいは実施する権利を妨げない。

自由、安全および公正の領域に関する連合王国およびアイルランドの立場に関する議定書

締約国は、

連合王国およびアイルランドに関連する特定の問題を解決することを切望し、

欧州同盟運営条約二六条の特定の側面の連合王国およびアイルランドへの適用に関する議定書を考慮し、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定について合意した。

一条（修正）

三条に従い、連合王国およびアイルランドは、欧州同盟運営条約三部V編に従って提案された措置の理事会による採択には参加しない。全会一致での採択が求められる理事会の決定の場合には、連合王国およびアイルランドの政府代表を除く理事会構成員の全会一致が必要である。

本条の目的を果たすために、特定多数決は、欧州同盟運営条約二三八条三項に従い定義される。

二条(修正)

一条によって、かつ三条、四条および六条に従って、欧州同盟運営条約三部V編のすべての規定、V編に従い採択されたすべての措置、V編に従い同盟により締結されたあらゆる国際協定のすべての規定、およびこれらの規定あるいは措置を解釈する欧州同盟司法裁判所のすべての判決は、連合王国およびアイルランドを拘束せず、また両国には適用されない。また、これらの規定、措置あるいは判決は、いかなる意味においても、両国の権能および権利義務には影響を与えない。さらに、これらの規定、措置あるいは判決は、いかなる意味においても、連合王国およびアイルランドに適用される共同体的しくは同盟のスキに影響を与えるものではなく、あるいは両国に適用される同盟法の一部を構成するものでもない。

三条(修正)

一、連合王国あるいはアイルランドは、欧州同盟運営条約三部V編に従い理事会に提案もしくは発議が出されて三ヶ月以内に、提案された措置の採択および適用に自国が参加を希望する旨を理事会議長に文書で告知することができ、同国はその後に参加することが認められる。

全会一致での採択が求められる理事会の決定の場合には、そのような告知を行わない理事会構成員を除く理事会構成員の全

会一致が必要である。本項の下で採択された措置は、採択に参加したすべての国を拘束する。

欧州同盟運営条約七〇条に従って採択される措置は、同条約三部V編の対象となる領域に関する評価に連合王国およびアイルランドが参加するための条件を規定する。

本条の目的を果たすために、特定多数決は、欧州同盟運営条約二三八条三項に従い定義される。

二、合理的期間が経過した後、一項に言及された措置が連合王国またはアイルランドの参加の下で採択されることができない場合、理事会は、その措置を、連合王国もしくはアイルランドが参加しない中で一条に従い採択することができる。この場合、二条が適用される。

四条(修正)

連合王国あるいはアイルランドは、欧州同盟運営条約三部V編に従い理事会により措置が採択された後、いかなる時期においても、当該措置を受け入れる意思を理事会および委員会に告知することができる。この場合、欧州同盟運営条約三三一条一項に定める手続きが、必要な変更を加えて適用される。

四a条(新規)

一、本議定書の規定は、連合王国およびアイルランドに関しては、欧州同盟運営条約三部V編に従い提案あるいは採択された、両国が拘束されている既存の措置を修正する措置にも適用される。二、ただし、既存の措置を修正した措置への連合王国ないしアイ

ルランドの不参加によって他の加盟国あるいは同盟に当該措置が適用できなくなることを、理事会が委員会の提案に基づいて確認した場合には、理事会は、三条ないし四条の下で告知を行うように両国に促すことができる。二条の目的を果たすために、理事会がこのような確認を行う日から二ヶ月間がさらに設けられる。

理事会の確認から二ヶ月が経過した時点において連合王国あるいはアイルランドが三条ないし四条の下での告知を行なっていない場合、既存の措置は、修正された措置の発効までに当該加盟国が四条の下で告知を行わない限り、もはや両国を拘束し、あるいは両国に適用されるものではなくなる。このことは、修正された措置の発効日か、あるいは二ヶ月が経過した日のいずれか遅い方の日より効力をもつ。

本項の目的を果たすために、理事会は、当該案件を十分に議論した後、修正された措置に参加するか、あるいは参加した加盟国を代表する理事会構成員の特定多数決により行為する。理事会の特定多数決は、欧州同盟運営条約三三八条三項(a)に従い定義される。

三、理事会は、連合王国あるいはアイルランドが既存の措置への参加を中止した結果として必然的および不可避免的に発生する直接的な財政的結果がある場合には、それを当該国が負うことを、委員会の提案に基づき、特定多数決により確認することができる。

四、本条は四条を侵害しない。

五条（修正）

理事会のすべての構成員が欧州議会への諮問の後に全会一致で別途決定しない限り、欧州同盟運営条約三部V編に従い採択された措置によって拘束されない加盟国は、機関に関する行政上の経費を除いて、当該措置の財政的結果を負わない。

六条（修正）

本議定書に言及される場合において、連合王国あるいはアイルランドが欧州同盟運営条約三部V編に従い理事会により採択された措置に拘束される場合、条約の関連規定は、当該措置に係る当該国に適用される。

六a条（新規）

連合王国およびアイルランドが欧州同盟運営条約一六条に基づいて定められた規定の遵守を要請する刑事問題における司法協力もしくは警察協力の形態を規律する法規に拘束されない場合、連合王国およびアイルランドは、同条約三部V編の四章もしくは五章の範囲に該当する活動を実施する際の加盟国による個人データの処理と関係する同条約一六条に基づいて定められた規定には拘束されない。

七条（修正）

三条、四条および四a条は、欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書を妨げるものではない。

八条〔修正〕

アイルランドは、本議定書の規定の対象となる意思がもはやない旨を、文書によって理事会に告知することができる。この場合、アイルランドには通常の条約の規定が適用される。

九条〔新規〕

アイルランドに関して、本議定書は、欧州同盟運営条約七五条には適用されない。

デンマークの立場に関する議定書

締約国は、

一九九二年二月二日のエジンバラ欧州理事会の会合における、欧州同盟条約についてデンマークにより提起された問題に関する国家または政府首脳の設定を想起し、

エジンバラ決議に定める市民権、経済通貨同盟、防衛政策および司法・内務協力に関するデンマークの立場に留意し、

エジンバラ決議に端を発する法的体制が条約の下で継続することが同盟の重要な協力領域へのデンマークの参加を強く制約するであろう事実を意識し、また、自由、安全および公正の領域におけるアキの完全性を確保することが同盟の最大の関心事である事実を意識し、

ゆえに、欧州同盟運営条約三部V編に基づいて提案される措置の採択にデンマークが参加する選択肢を提供することになる法的枠組みを確立することを望み、また、デンマークがそのような選

択肢をその憲法上の要請に従って自ら活用する意思があることを歓迎し、

デンマークを拘束しない措置に関して他の加盟国がさらなる協力を発展させることをデンマークが妨げないであろうことに注目し、

欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書三条に留意し、

欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に付属する以下の規定に合意した。

I部

一条〔修正〕

デンマークは、欧州同盟運営条約三部V編に従って提案される措置の理事会による採択には参加しない。全会一致での採択が求められる理事会の決定の場合には、デンマーク政府の代表を除いた理事会構成員の全会一致が必要である。

本条の目的を果たすために、特定多数決は、欧州同盟運営条約二三八条三項に従い定義される。

二条〔修正〕

欧州同盟運営条約三部V編のすべての規定、V編に従い採択されたすべての措置、V編に従い同盟により締結されたあらゆる国際協定のすべての規定、およびこれらの規定あるいは措置またはV編に従い修正されたか修正されうるあらゆる措置を解釈する欧州同盟司法裁判所のすべての判決は、デンマークを拘束せず、また同国には適用されない。また、これらの規定、措置あるいは判

決は、いかなる意味においても、デンマークの権能および権利義務には影響を与えない。さらに、これらの規定、措置あるいは判決は、いかなる意味においても、デンマークに適用される共同体あるいは同盟のアキに影響を与えるものではなく、あるいは同盟に適用される同盟法の一部を構成するものでもない。特に、刑事問題における警察協力および司法協力の分野においてリスボン条約が発効するまでに採択された同盟の修正される行為は、変更なくデンマークを拘束し、かつ同国に適用され続ける。

二a条〔新規〕

本議定書二条は、欧州同盟運営条約三部V編四章もしくは五章の範囲に該当する活動を実施する際の加盟国による個人データの処理と関係する同条約一六条に基づいて定められる法規についても適用される。

三条

デンマークは、機関に関する行政上の経費を除いて、一条に言及された措置の財政的結果を負わない。

四条〔五条から移動および修正〕

一. デンマークは、I部の対象となるシェンゲン・アキに基礎をおく提案ないし発議に関する理事会の措置から六ヶ月以内に、この措置を同国の国内法において実施するか否かを決定する。デンマークが実施することを決定した場合、この措置は、デンマークとこの措置により拘束される他の加盟国との間におい

て、国際法に基づく義務を創出する。

二. デンマークが一条に言及された理事会の措置を実施する旨を決定しない場合、当該措置により拘束される加盟国およびデンマークは、適切な措置がとられることを考慮する。

II部

五条〔六条から移動および修正〕

欧州同盟条約二六条一項、四二条および四三条から四六条に従い理事会により採択される措置に関して、デンマークは、防衛に関わる同盟の決定や行動の作成および実施には参加しない。したがって、デンマークは当該措置の採択には参加しない。デンマークは、当該領域において他の加盟国の間でより緊密な協力が発展することを妨げない。デンマークは、そのような措置から生じる運営上の支出への財政的貢献を義務づけられず、また軍事的能力を同盟にとって利用可能な状況にする義務もない。

全会一致での採択が求められる理事会の行為の場合には、デンマーク政府の代表を除く理事会構成員の全会一致が必要である。

本条の目的を果たすために、特定多数決は、欧州同盟運営条約二三八条三項に従い定義される。

III部

六条〔四条から移動〕

一条、二条および三条は、加盟国の域外国境を通過する際に査証の所有が国民に求められる第三国を確認する措置、あるいは査証の統一形式に関係する措置には適用されない。

IV部（旧III部）

七条

デンマークは、いかなる時でも、同国がもはや本議定書の全体または一部の利用を望まないことを、その憲法上の要請に従って他の加盟国に通知することができる。この場合、デンマークには、欧州同盟の枠組みにおいてその時点で効力をもつすべての関連措置が十分に適用される。

八条（新規）

一、いかなる時でも、かつ七条を妨げることなく、デンマークは、告知した翌月の一日より効力をもって付属文書の規定がI部となることを、その憲法上の要請に従い他の加盟国に告知することができ、この場合、それに応じて五条から八条の番号が付け替えられる。

二、一項に言及された告知が効力をもつ日より六ヶ月の間は、国際法の下での義務としてデンマークを拘束するすべてのシエンゲン・アキおよび同アキを基礎として採択された措置が、同盟法としてデンマークを拘束する。

付属文書〔新規〕

一条

三条に従い、デンマークは、欧州同盟運営条約三部V編に従って提案される措置の理事会による採択には参加しない。全会一致での採択が求められる理事会の行為の場合には、デンマーク政府の代表を除く理事会構成員の全会一致が必要である。

本条の目的を果たすために、特定多数決は、欧州同盟運営条約二三八条三項に従い定義される。

二条

一条によって、かつ三条、四条および八条に従って、欧州同盟運営条約三部V編のすべての規定、V編に従い採択されたすべての措置、V編に従い同盟により締結されたあらゆる国際協定のすべての規定、およびこれらの規定や措置を解釈する欧州同盟司法裁判所のすべての判決は、デンマークを拘束せず、また同国には適用されない。また、これらの規定、措置あるいは判決は、いかなる意味においても、デンマークの権能および権利義務には影響を与えない。さらに、これらの規定、措置あるいは判決は、いかなる意味においても、デンマークに適用される共同体あるいは同盟のアキに影響を与えるものではなく、あるいは同国に適用される同盟法の一部を構成するものでもない。

三条

一、デンマークは、欧州同盟運営条約三部V編に従い理事会に提案もしくは発議が出されて三ヶ月以内に、提案された措置の採択および適用に自国が参加を希望する旨を理事会議長に文書で告知することができる。その後、デンマークは参加することが許される。

二、合理的期間が経過した後、一項に言及された措置がデンマークの参加によって採択できない場合には、理事会は、一項に言及された措置を、デンマークを参加させずに一条に従って採択

することができ。この場合、二条が適用される。

四 条

デンマークは、欧州同盟運営条約三部V編に従い措置が採択された後、いかなる時でも、当該措置を受け入れる意思を理事会および委員会に告知することができる。この場合、欧州同盟運営条約三三一条一項に定める手続きが、必要な変更を加えて適用される。

五 条

一、本議定書の規定は、デンマークに関しては、欧州同盟運営条約三部V編に従い提案あるいは採択された、同国が拘束されている既存の措置を修正する措置にも適用される。

二、ただし、既存の措置を修正した措置へのデンマークの不参加によつて他の加盟国あるいは同盟に当該措置が適用できなくなることを、理事会が委員会の提案に基づいて確認した場合に、理事会は、三三一条の下で告知を行うように同国に促すことができる。三三一条の目的を果たすために、理事会がこのような確認を行う日から二ヶ月間がさらに設けられる。

理事会の確認から二ヶ月が経過した時点においてデンマークが三三一条の下での告知を行っていない場合、既存の措置は、修正された措置の発効までに当該加盟国が四三一条の下で告知を行わない限り、もはや同国を拘束し、あるいは同国に適用されるものではなくなる。このことは、修正された措置の発効日か、あるいは二ヶ月が経過した日のいずれか遅い方の日より

効力をもつ。

本項の目的を果たすために、理事会は、当該案件を十分に議論した後、修正された措置に参加するか、あるいは参加した加盟国を代表する理事会構成員の特定多数決により議決する。理事会の特定多数決は、欧州同盟運営条約三三八条三項(a)に従い定義される。

三、理事会は、デンマークが既存の措置への参加を中止した結果として必然的および不可避免的に発生する直接的な財政的結果がある場合には、それを当該国が負うことを、委員会の提案に基づき、特定多数決により確認することができる。

四、本条は四三一条を侵害しない。

六 条

一、措置がシェンゲン・アキを基礎とする場合、四三一条に従う告知は、当該措置が最終的に採択されてから六ヶ月以内に提出される。

デンマークがシェンゲン・アキを基礎とする措置について三三一条あるいは四三一条に従い告知を提出しない場合、当該措置により拘束される加盟国およびデンマークは、適切な措置がとられることを考慮する。

二、シェンゲン・アキを基礎とする措置に関して三三一条に従いなされる告知は、当該措置を基礎とすることを目的とする他のあらゆる提案もしくは発議がシェンゲン・アキを基礎としている程度において、そのような提案もしくは発議に関する三三一条に従つた告知として最終的にはみなされる。

七条

デンマークが欧州同盟運営条約一六条に基づいて定められた法規の遵守を要請する刑事問題における司法協力もしくは警察協力の形態を規律する法規に拘束されない場合、デンマークは、同条約三部V編の四章もしくは五章の範囲に該当する活動を実施する際の加盟国による個人データの処理と関係する同条約一六条に基づいて定められた法規には拘束されない。

八条

I部に言及された場合において、デンマークが欧州同盟運営条約三部V編に従って理事会により採択される措置に拘束される場合、当該措置に関しては、条約の関連規定がデンマークに適用される。

九条

デンマークが欧州同盟運営条約三部V編に従い採択される措置に拘束されない場合、同国は、理事会が欧州議会への諮問の後にそのすべての構成員の全会一致で別途決定しない限り、機関に関する行政上の経費を除いて、当該措置の財政的結果を負わない。

同盟の加盟国国民の亡命に関する議定書

締約国は、

欧州同盟条約六条一項に従い、同盟が基本権憲章において定められた権利、自由および原則を承認していることに鑑み、

欧州同盟条約六条三項に従い、人権と基本的自由を保護するための欧州規約により保障された基本的な人権が、一般原則としての同盟法の一部をなしていることに鑑み、

欧州三共同体司法裁判所が、欧州同盟条約六条一項および三項の解釈および適用において、欧州共同体により法が遵守されることを確保するための管轄権を持つことに鑑み、

欧州同盟条約四九条に従い、いかなる欧州の国家も、欧州同盟に加盟を申請するにあたり、欧州同盟条約二条で定められた価値を尊重しなければならないことに鑑み、

欧州同盟条約七条は加盟国がこれらの価値に重大かつ継続的に違反した場合、一定の権利を停止するための枠組みを定めたことを考慮し、

加盟国の国民は、欧州同盟の市民として、欧州同盟運営条約二部の規定に従って加盟国により保障されている特別の地位および保護を享受することを想起し、

欧州共同体設立条約は域内に国境のない一つの地域を定めていること、および、欧州同盟のすべての市民に加盟国の領域内において自由に移動しかつ居住する権利を認めていることを考慮し、亡命に関する以上の措置が、それが目指した目的とは異なる目的のための根拠となることを防止することを願い、

本議定書は難民の地位に関する一九五一年七月二八日のジュネーブ規約の最終目標と目的を尊重し、
欧州共同体条約に付される以下の規定に合意した。

単独条文

欧州同盟加盟国による基本的権利および自由の保障水準に照らして、加盟国は、亡命問題に関するすべての法律的および実上の目的に関して、相互に本来的に安全な国であるときみなさなければならぬ。したがって、加盟国の国民によってなされたいかなる亡命申請も以下の場合にのみ考慮されるか、または他の加盟国によって受け入れ手続きをとることを宣言されうる。

- (a) 申請者がその国民である加盟国が、アムステルダム条約の発効後、人権および基本的自由の保護に関する規約の十五条の規定を用いて、当該国の機関がこの規約の下で課せられる義務に反する措置を進める場合
- (b) 欧州同盟条約七条一項に定められた手続きが開始された場合、かつ申請者がその国民である加盟国に関して、理事会あるいは適切な場合は欧州理事会がそれに関する決定を採択するまでの間
- (c) 欧州同盟条約七条一項に従って、申請者がその国民である加盟国に関して、理事会が決定を採択した場合、もしくは、欧州同盟条約七条二項に従って、申請者がその国民である加盟国に関して、欧州理事会が決定を採択した場合
- (d) ある加盟国が他の加盟国国民の申請について単独で決定すべき場合。この場合には理事会は直ちに報告を受ける。この申請は、それがいかなる場合であれ、加盟国の決定権限にいかなる意味でも影響を与えることなく、その申請が明白には根拠をもたないという推定の下に処理される。

経済的、社会および地域的結束に関する議定書（省略）

過剰財政赤字是正手続きに関する議定書（省略）

フランスに関する議定書（省略）

域外国境の越境に関連する加盟国の対外関係に関する議定書（省略）

欧州同盟条約四二条に関する議定書（省略）

加盟国の公共放送制度に関する議定書（省略）

オランダ領アンティルで精錬された石油製品の欧州同盟への輸入に関する議定書（省略）

欧州共同体を設立する条約一五七条に関する議定書（省略）

グリーンランドとの特別協定に関する議定書（省略）

アイルランド憲法四〇条三項三に関する議定書

締約国は、

欧州同盟条約および欧州共同体設立条約に付属する以下の規定について合意した。

条約、欧州原子力共同体設立条約あるいはその条約を修正もしくは補足する条約あるいは行為がアイルランド憲法四〇条三項三への適用に影響を与えることはない。

ECSC条約の失効による財政的結果ならびに石炭および鉄鋼のための研究基金に関する議定書

締約国は、

二〇〇二年六月二三日に存在していた欧州石炭鉄鋼共同体の資産および負債のすべてが二〇〇二年六月二四日に欧州共同体に譲渡されたことを想起し、

これらの基金が石炭および鉄鋼産業部門における研究に利用されるという希望およびその基金についての特定の特別法規が定められる必要性を考慮し、

欧州共同体設立条約に付属する以下の規定について合意した。

一条(修正)

一. 二〇〇二年七月二三日付のECSCの貸借対照表にみられるこれらの資産と債務の純資産は、清算を実施した結果起こりうるあらゆる増大あるいは減少を留保しつつ、「清算下のECSC」として言及される石炭および鉄鋼産業部門での研究へと充当される予定の資産として考慮される。清算の完了をもって、これらの資産は、「石炭および鉄鋼のための研究基金の資産」として言及される。

二. 「石炭および鉄鋼のための研究基金」として言及される、こ

れらの資産がもたらす収入は、本議定書およびそれに基づいて採択された行為の規定に従い、石炭および鉄鋼産業部門において、研究枠組み計画の枠外で研究のために排他的に利用される。

二条(修正)

理事会は、欧州議会の同意を得た後、特別立法手続きに従い、基本原則を含む本議定書を実施するために必要なあらゆる規定を採択する。

理事会は、委員会の提案に基づき欧州議会に諮問した後、石炭および鉄鋼のための研究基金の資産を運用するための多年度財政指針ならびに石炭および鉄鋼のための研究基金の研究計画のための技術的指針を確立する措置を採択する。

三条

本議定書およびそれに基づいて採択された行為において別段の定めのある場合を除き、欧州共同体設立条約の規定が適用される。

欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および場合により欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書を修正する第一議定書

付属文書

欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および場合により欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書を修正する第一議定書二条に言及される対照表

二条

一、欧州中央銀行制度および欧州中央銀行の定款に関する議定書の条文、欧州投資銀行定款に関する議定書の条文ならびに欧州同盟の特権と免除に関する議定書の条文は、リスボン条約によつて修正されるが、これらは本議定書付録で示される対照表に従つて条文番号が付け直される。その中に示される前記議定書の条文への相互照合は対照表に従つて適合される。

二、本議定書によつて番号が付け替えられるか再編集され、他の議定書や第一次立法の行為の中で数字に言及する、一条一目で定められた議定書の記述への言及あるいは項を含む議定書の条文への言及は、本議定書に従つて適合される。この適合は、必要な場合には、当該規定が廃止された場合にも適用される。

三、本議定書の規定によつて修正され、他の文書あるいは行為に数字として表れる、一条一目で定められた議定書の記述および項を含む条文への言及は、本議定書に従つて番号が付け替えられたあるいは再編集された議定書の記述および項を含む条文への言及として理解される。

A. 欧州中央銀行制度および欧州中央銀行定款に関する議定書（省略）

B. 欧州投資銀行定款に関する議定書（省略）

C. 欧州同盟の特権および免除に関する議定書（省略）

欧州原子力共同体設立条約を改定する第2議定書（省略）

付録 リスボン条約5条に言及された対照表

A. 欧州同盟条約		
欧州同盟条約の旧番号	リスボン条約における番号	欧州同盟条約の新番号
I 編 共通規定	I 編 共通規定	I 編 共通規定
1 条	1 条	1 条
	1 a 条	2 条
2 条	2 条	3 条
3 条 (削除) ⁽¹⁾		
	3 a 条	4 条
	3 b 条 ⁽²⁾	5 条
4 条 (削除) ⁽³⁾		
5 条 (削除) ⁽⁴⁾		
6 条	6 条	6 条
7 条	7 条	7 条
	7 a 条	8 条
II 編 欧州共同体を設立するために欧州経済共同体設立条約を修正する規定	II 編 民主主義原則に関する規定	II 編 民主主義原則に関する規定
8 条 (削除) ⁽⁵⁾	8 条	9 条
	8 A 条 ⁽⁶⁾	10 条
	8 B 条	11 条
	8 C 条	12 条
III 編 欧州石炭鉄鋼共同体設立条約を修正する規定	III 編 機関に関する規定	III 編 機関に関する規定
9 条 (削除) ⁽⁷⁾	9 条	13 条
	9 A 条 ⁽⁸⁾	14 条
	9 B 条 ⁽⁹⁾	15 条
	9 C 条 ⁽¹⁰⁾	16 条
	9 D 条 ⁽¹¹⁾	17 条
	9 E 条	18 条
	9 F 条 ⁽¹²⁾	19 条
IV 編 欧州原子力共同体設立条約を修正する規定	IV 編 より緊密な協力に関する規定	IV 編 より緊密な協力に関する規定
10 条 (削除) ⁽¹³⁾ 27A 条—27E 条 (置き換え) 40 条—40B 条 (置き換え) 43 条—45 条 (置き換え)	10 条 ⁽¹⁴⁾	20 条

V編 共通外交・安全保障政策に関する規定	V編 同盟の対外行動に関する一般規定および共通外交・安全保障政策に関する特別規定	V編 同盟の対外行動に関する一般規定および共通外交・安全保障政策に関する特別規定
	1章 同盟の対外行動に関する一般規定	1章 同盟の対外行動に関する一般規定
	10A条	21条
	10B条	22条
	2章 共通外交・安全保障政策に関する特別規定	2章 共通外交・安全保障政策に関する特別規定
	1節 共通規定	1節 共通規定
	10C条	23条
11条	11条	24条
12条	12条	25条
13条	13条	26条
	13a条	27条
14条	14条	28条
15条	15条	29条
22条 (移動)	15a条	30条
23条 (移動)	15b条	31条
16条	16条	32条
17条 (移動)	28A条	42条
18条	18条	33条
19条	19条	34条
20条	20条	35条
21条	21条	36条
22条 (移動)	15a条	30条
23条 (移動)	15b条	31条
24条	24条	37条
25条	25条	38条
	25a条	39条
47条 (移動)	25b条	40条
26条 (削除)		
27条 (削除)		
27A条 (置き換え) ⁽¹⁵⁾	10条	20条
27B条 (置き換え) ⁽¹⁵⁾	10条	20条
27C条 (置き換え) ⁽¹⁵⁾	10条	20条
27D条 (置き換え) ⁽¹⁵⁾	10条	20条
27E条 (置き換え) ⁽¹⁵⁾	10条	20条
28条	28条	41条

	2節 共通安全保障・防衛政策に関する規定	2節 共通安全保障・防衛政策に関する規定
17条（移動）	28A条	42条
	28B条	43条
	28C条	44条
	28D条	45条
	28E条	46条
VI編 刑事問題における警察・司法協力に関する規定（削除） ⁽¹⁶⁾		
29条（置き換え） ⁽¹⁷⁾		
30条（置き換え） ⁽¹⁸⁾		
31条（置き換え） ⁽¹⁹⁾		
32条（置き換え） ⁽²⁰⁾		
33条（置き換え） ⁽²¹⁾		
34条（削除）		
35条（削除）		
36条（置き換え） ⁽²²⁾		
37条（削除）		
38条（削除）		
39条（削除）		
40条（置き換え） ⁽²³⁾	10条	20条
40A条（置き換え） ⁽²³⁾	10条	20条
40B条（置き換え） ⁽²³⁾	10条	20条
41条（削除）		
42条（削除）		
VII編 より緊密な協力に関する規定（置き換え） ⁽²⁴⁾	IV編 より緊密な協力に関する規定	IV編 より緊密な協力に関する規定
43条（置き換え） ⁽²⁴⁾	10条	20条
43A条（置き換え） ⁽²⁴⁾	10条	20条
43B条（置き換え） ⁽²⁴⁾	10条	20条
44条（置き換え） ⁽²⁴⁾	10条	20条
44A条（置き換え） ⁽²⁴⁾	10条	20条
45条（置き換え） ⁽²⁴⁾	10条	20条
VIII編 最終規定	VI編 最終規定	VI編 最終規定
46条（削除）		
	46a条	47条
47条（移動）	25b条	40条
48条	48条	48条
49条	49条	49条

	49A条	50条
	49B条	51条
	49C条	52条
50条 (削除)		
51条	51条	53条
52条	52条	54条
53条	53条	55条

- (1) 実質的には欧州同盟運営条約(TFEU)二二F条(新七条)ならびに欧州同盟条約(TEU)九条(新三三三)一項および一〇A条(新二二二)二項一段へと置き換わる。
- (2) 欧州共同体設立条約(TEC)五五条に置き換わる。
- (3) 実質的には九B条(新二五五)へと置き換わる。
- (4) 実質的には九条(新二二二)二項へと置き換わる。
- (5) リスボン条約が発効するまで効力をもつ(以下「現行の」とする)TEU八条は、TECを修正するものである。そのような修正はリスボン条約に包含されるので、八条は削除される。八条の番号は、新しい規定を挿入するために用いられる。
- (6) 四項は、実質的にはTEC一九一条一段に置き換わる。
- (7) 現行のTEU九条は、欧州石炭鉄鋼共同体設立条約を修正するものである。同条約は二〇〇二年七月二三日に失効した。九条は削除され、この条文番号は他の規定を挿入するために用いられる。
- (8) 一項および二項は、実質的にはTEC一八九条に置き換わる。一項から三項は、実質的にはTEC一九〇条一項から三項に置き換わる。
- 一項は、実質的にはTEC一九二条一段に置き換わる。
- 四項は、実質的にはTEC一九七条一段に置き換わる。
- (9) 実質的には四條に置き換わる。
- (10) 一項は、実質的にはTEC二〇二条一文および二文に置き換わる。
- 二項および九項は、実質的にはTEC二〇三条に置き換わる。
- 四項および五項は、実質的にはTEC二〇五条二項および四項に置き換わる。
- (11) 一項は、実質的にはTEC二二一条に置き換わる。
- 三項および七項は、実質的にはTEC二二四条に置き換わる。
- 六項は、実質的にはTEC二二七条一項、三項および四項に置き換わる。

リスボン条約(翻訳) (三)

- き換わる。
- (12) 一 実質的にはTEC二二〇条に置き換わる。
二 二項二段は、実質的にはTEC二二一条一段に置き換わる。
- (13) 現行のTEU一〇条は、欧州原子力共同体設立条約を修正するものである。そのような修正は、リスボン条約に包含される。一〇条は削除され、この条文番号は他の規定を挿入するために用いられる。
- (14) TEC一一条および一a条にも置き換わる。
- (15) より緊密な協力に関する現行の二七A条から二七E条はまた、TFEU二八〇A条から二八〇I条(新三二六条から新三三四条)へと置き換わる。
- (16) 刑事問題における警察・司法協力に関する現行のTEUVI編の規定は、TFEU三部IV編一章、四章および五章の規定へと置き換わる。
- (17) TFEU六一一条(新六七条)へと置き換わる。
- (18) TFEU六九F条および六九G条(新八七条および新八八条)へと置き換わる。
- (19) TFEU六九A条、六九B条および六九D条(新八二条、新八三三)条および新八五条へと置き換わる。
- (20) TFEU六九H条(新八九条)へと置き換わる。
- (21) TFEU六一E条(新七二条)へと置き換わる。
- (22) TFEU六一D条(新七一条)へと置き換わる。
- (23) より緊密な協力に関する現行の四〇条から四〇B条はまた、TFEU二八〇A条から二八〇I条(新三二六条から新三三四条)へと置き換わる。
- (24) より緊密な協力に関する現行のTEU四三条から四五条およびVII編は、また、TFEU二八〇A条から二八〇I条(新三二六条から新三三四条)へと置き換わる。

同志社法学 六〇巻二号 五六七 (二二二一)

B. 欧州同盟運営条約		
欧州共同体設立条約の 旧番号	リスボン条約における番号	欧州同盟運営条約の 新番号
1 部 原則	1 部 原則	1 部 原則
1 条 (削除)		
	1 a 条	1 条
2 条 (削除) ⁽¹⁾		
	I 編 同盟の権能の範疇 および分野	I 編 同盟の権能の範疇 および分野
	2 A 条	2 条
	2 B 条	3 条
	2 C 条	4 条
	2 D 条	5 条
	2 E 条	6 条
	II 編 一般適用規定	II 編 一般適用規定
	2 F 条	7 条
3 条 1 項 (削除) ⁽²⁾		
3 条 2 項	3 条	8 条
4 条 (移動)	97b 条	119 条
5 条 (置き換え) ⁽³⁾		
	5 a 条	9 条
	5 b 条 ⁽⁴⁾	10 条
6 条	6 条	11 条
153 条 2 項 (移動)	6 a 条	12 条
	6 b 条	13 条
7 条 (削除) ⁽⁵⁾		
8 条 (削除) ⁽⁶⁾		
9 条 (削除)		
10 条 (削除) ⁽⁷⁾		
11 条 (置き換え) ⁽⁸⁾	280A 条—280I 条	326 条—334 条
11a 条 (置き換え) ⁽⁸⁾	280A 条—280I 条	326 条—334 条
12 条 (削除)	16D 条	18 条
13 条 (移動)	16E 条	19 条
14 条 (移動)	22a 条	26 条
15 条 (移動)	22b 条	27 条
16 条	16 条	14 条
255 条 (移動)	16A 条	15 条
286 条 (移動)	16B 条	16 条
	16C 条	17 条
2 部 同盟市民	2 部 差別撤廃と同盟の 市民権	2 部 差別撤廃と同盟の 市民権
12 条 (移動)	16D 条	18 条
13 条 (移動)	16E 条	19 条

17条	17条	20条
18条	18条	21条
19条	19条	22条
20条	20条	23条
21条	21条	24条
22条	22条	25条
3部 共同体の政策	3部 同盟政策および域 内行動	3部 同盟政策および域 内行動
	I編 域内市場	I編 域内市場
14条（移動）	22a条	26条
15条（移動）	22b条	27条
I編 商品の自由移動	I a編 商品の自由移動	II編 商品の自由移動
23条	23条	28条
24条	24条	29条
1章 関税同盟	1章 関税同盟	1章 関税同盟
25条	25条	30条
26条	26条	31条
27条	27条	32条
3部X編 関税協力（移 動）	1a章 関税協力	2章 関税協力
135条（移動）	27a条	33条
2章 加盟国間の数量制 限の撤廃	2章 加盟国間の数量制 限の撤廃	2章 加盟国間の数量制 限の撤廃
28条	28条	34条
29条	29条	35条
30条	30条	36条
31条	31条	37条
II編 農業	II編 農業および漁業	III編 農業および漁業
32条	32条	38条
33条	33条	39条
34条	34条	40条
35条	35条	41条
36条	36条	42条
37条	37条	43条
38条	38条	44条
III編 人、サービスおよ び資本の自由移動	III編 人、サービスおよ び資本の自由移動	IV編 人、サービスおよ び資本の自由移動
1章 労働者	1章 労働者	1章 労働者
39条	39条	45条
40条	40条	46条
41条	41条	47条
42条	42条	48条
2章 営業の権利	2章 営業の権利	2章 営業の権利

43条	43条	49条
44条	44条	50条
45条	45条	51条
46条	46条	52条
47条	47条	53条
48条	48条	54条
294条(移動)	48a条	55条
3章 サービス	3章 サービス	3章 サービス
49条	49条	56条
50条	50条	57条
51条	51条	58条
52条	52条	59条
53条	53条	60条
54条	54条	61条
55条	55条	62条
4章 資本および支払い	4章 資本および支払い	4章 資本および支払い
56条	56条	63条
57条	57条	64条
58条	58条	65条
59条	59条	66条
60条(移動)	61H条	75条
IV編 査証、亡命者庇護、移民および人の自由移動に関するその他の政策	IV編 自由、安全および公正の分野	V編 自由、安全および公正の分野
	1章 一般規定	1章 一般規定
61条	61条 ⁽⁹⁾	67条
	61A条	68条
	61B条	69条
	61C条	70条
	61D条 ⁽¹⁰⁾	71条
64条1項(置き換え)	61E条 ⁽¹¹⁾	72条
	61F条	73条
66条(置き換え)	61G条	74条
60条(移動)	61H条	75条
	61I条	76条
	2章 国境検問、亡命者庇護および移民に関する政策	2章 国境検問、亡命者庇護および移民に関する政策
62条	62条	77条
63条1目および2目ならびに64条2項 ⁽¹²⁾	63条	78条
63条3目および4目	63a条	79条

	63b条	80条
64条 1項（置き換え）	61E条	72条
	3章 民事における司法協力	3章 民事における司法協力
65条	65条	81条
66条（置き換え）	61G条	74条
67条（削除）		
68条（削除）		
69条（削除）		
	4章 刑事における司法協力	4章 刑事における司法協力
	69A条 ⁽¹³⁾	82条
	69B条 ⁽¹³⁾	83条
	69C条	84条
	69D条 ⁽¹³⁾	85条
	69E条	86条
	5章 警察協力	5章 警察協力
	69F条 ⁽¹⁴⁾	87条
	69G条 ⁽¹⁴⁾	88条
	69H条 ⁽¹⁵⁾	89条
V編 運輸	V編 運輸	VI編 運輸
70条	70条	90条
71条	71条	91条
72条	72条	92条
73条	73条	93条
74条	74条	94条
75条	75条	95条
76条	76条	96条
77条	77条	97条
78条	78条	98条
79条	79条	99条
80条	80条	100条
VI編 競争、税および法の接近に関する共通規定	VI編 競争、税および法の接近に関する共通規定	VII編 競争、税および法の接近に関する共通規定
1章 競争に関する規定	1章 競争に関する規定	1章 競争に関する規定
1節 企業に適用する規定	1節 企業に適用する規定	1節 企業に適用する規定
81条	81条	101条
82条	82条	102条
83条	83条	103条
84条	84条	104条
85条	85条	105条

86条	86条	106条
2節 国による援助	2節 国による援助	2節 国による援助
87条	87条	107条
88条	88条	108条
89条	89条	109条
2章 税に関する規定	2章 税に関する規定	2章 税に関する規定
90条	90条	110条
91条	91条	111条
92条	92条	112条
93条	93条	113条
3章 法の接近	3章 法の接近	3章 法の接近
95条 (移動)	94条	114条
94条 (移動)	95条	115条
96条	96条	116条
97条	97条	117条
	97a条	118条
VII編 経済通貨政策	VII編 経済通貨政策	VIII編 経済通貨政策
4条 (移動)	97b条	119条
1章 経済政策	1章 経済政策	1章 経済政策
98条	98条	120条
99条	99条	121条
100条	100条	122条
101条	101条	123条
102条	102条	124条
103条	103条	125条
104条	104条	126条
2章 通貨政策	2章 通貨政策	2章 通貨政策
105条	105条	127条
106条	106条	128条
107条	107条	129条
108条	108条	130条
109条	109条	131条
110条	110条	132条
111条1-3項および 5項 (移動)	1880条	219条
111条4項 (移動)	115C条1項	138条
	111a条	133条
3章 機関に関する規定	3章 機関に関する規定	3章 機関に関する規定
112条 (移動)	245b条	283条
113条 (移動)	245c条	294条
114条	114条	134条
115条	115条	135条

	3a章 ユーロを通貨とする加盟国に対する特別措置	4章 ユーロを通貨とする加盟国に対する特別措置
	115A条	136条
	115B条	137条
111条4項(移動)	115C条	138条
4章 過渡規定	4章 過渡規定	5章 過渡規定
116条(削除)		
	116a条	139条
117条2項1—5文(移動)	118a条2項	141条2項
117条1項、2項6文および3—9項(削除)		
121条1項(移動)	117a条1項 ⁽¹⁶⁾	140条
122条2項2文(移動)	117a条2項 ⁽¹⁷⁾	
123条5項(移動)	117a条3項 ⁽¹⁸⁾	
118条(削除)		
123条3項(移動)	118a条1項 ⁽¹⁹⁾	141条
117条2項1—5文(移動)	118a条2項 ⁽²⁰⁾	
124条1項(移動)	118b条	142条
119条	119条	143条
120条	120条	144条
121条1項(移動)	117a条1項	140条1項
121条2—4項(削除)		
122条1項、2項1文、3項、4項、5項および6項(削除)		
122条2項2文(移動)	117a条2項1段	140条2項1段
123条1項、2項および4項(削除)		
123条3項(移動)	118a条1項	141条1項
123条5項(移動)	117a条3項	140条3項
124条1項(移動)	118b条	142条
124条2項(削除)		
VIII編 雇用	VIII編 雇用	IX編 雇用
125条	125条	145条
126条	126条	146条
127条	127条	147条
128条	128条	148条
129条	129条	149条
130条	130条	150条

IX編 共通通商政策(移動)	5部II編 共通通商政策	5部II編 共通通商政策
131条(移動)	188B条	206条
132条(削除)		
133条(移動)	188C条	207条
134条(削除)		
X編 関税協力(移動)	3部II編1a章 関税協力	3部II編2章 関税協力
135条(移動)	27a条	33条
XI編 社会政策、教育、 職業訓練および青年	IX編 社会政策	X編 社会政策
1章 社会規定(削除)		
136条	136条	151条
	136a条	152条
137条	137条	153条
138条	138条	154条
139条	139条	155条
140条	140条	156条
141条	141条	157条
142条	142条	158条
143条	143条	159条
144条	144条	160条
145条	145条	161条
2章 欧州社会基金	X編 欧州社会基金	XI編 欧州社会基金
146条	146条	162条
147条	147条	163条
148条	148条	164条
3章 教育、職業訓練お よび青年	XI編 教育、職業訓練、青 年およびスポーツ	XII編 教育、職業訓練、青 年およびスポーツ
149条	149条	165条
150条	150条	166条
XII編 文化	XII編 文化	XIII編 文化
151条	151条	167条
XIII編 公衆衛生	XIII編 公衆衛生	XIV編 公衆衛生
152条	152条	168条
XIV編 消費者保護	XIV編 消費者保護	XV編 消費者保護
153条1項、3項、4項 および5項	153条	169条
153条2項(移動)	6a条	12条
XV編 欧州横断ネット ワーク	XV編 欧州横断ネット ワーク	XVI編 欧州横断ネット ワーク
154条	154条	170条

155条	155条	171条
156条	156条	172条
XVI編 産業	XVI編 産業	XVII編 産業
157条	157条	173条
XVII編 経済的および社会的結束	XVII編 経済的、社会的および地域の結束	XVIII編 経済的、社会的および地域の結束
158条	158条	174条
159条	159条	175条
160条	160条	176条
161条	161条	177条
162条	162条	178条
XVIII編 研究・技術開発	XVIII編 研究・技術開発および宇宙	XIX編 研究・技術開発および宇宙
163条	163条	179条
164条	164条	180条
165条	165条	181条
166条	166条	182条
167条	167条	183条
168条	168条	184条
169条	169条	185条
170条	170条	186条
171条	171条	187条
172条	172条	188条
	172a条	189条
173条	173条	190条
XIX編 環境	XIX編 環境	XX編 環境
174条	174条	191条
175条	175条	192条
176条	176条	193条
	XX編 エネルギー	XXI編 エネルギー
	176A条	194条
	XXI編 観光	XXII編 観光
	176B条	195条
	XXII編 市民の保護	XXIII編 市民の保護
	176C条	196条
	XXIII編 行政の協力	XXIV編 行政の協力
	176D条	197条
XX編 開発協力（移動）	5部III編1章 開発協力	5部III編1章 開発協力
177条（移動）	188D条	208条
178条（削除） ⁽²¹⁾		
179条（移動）	188E条	209条
180条（移動）	188F条	210条
181条（移動）	188G条	211条

XXI編 第3国との経済、財政および技術協力(移動)	5部Ⅲ編2章 第3国との経済、財政および技術協力	5部Ⅲ編2章 第3国との経済、財政および技術協力
181a条(移動)	188H条	212条
4部 海外の国と領域の連合	4部 海外の国と領域の連合	4部 海外の国と領域の連合
182条	182条	198条
183条	183条	199条
184条	184条	200条
185条	185条	201条
186条	186条	202条
187条	187条	203条
188条	188条	204条
	5部 同盟の対外行動 I編 同盟の対外行動に関する一般規定	5部 同盟の対外行動 I編 同盟の対外行動に関する一般規定
	188A条	205条
3部IX編 共通通商政策(移動)	II編 共通通商政策	II編 共通通商政策
131条(移動)	188B条	206条
133条(移動)	188C条	207条
	III編 第3国との協力および人道援助	III編 第3国との協力および人道援助
3部XX編 開発協力(移動)	1章 開発協力	1章 開発協力
177条(移動)	188D条 ⁽²²⁾	208条
179条(移動)	188E条	209条
180条(移動)	188F条	210条
181条(移動)	188G条	211条
3部XXI編 第3国との経済、財政および技術的協力(移動)	2章 第3国との経済、財政および技術的協力	2章 第3国との経済、財政および技術的協力
181a条(移動)	188H条	212条
	188I条	213条
	3章 人道援助	3章 人道援助
	188J条	214条
	IV編 制限措置	IV編 制限措置
301条(置き換え)	188K条	215条
	V編 国際協定	V編 国際協定
	188L条	216条

310条(移動)	188M条	217条
300条(置き換え)	188N条	218条
111条1—3項および5項(移動)	188O条	219条
	VI編 同盟の国際機関および第3国との関係、ならびに同盟代表部	VI編 同盟の国際機関および第3国との関係、ならびに同盟代表部
302—304条(置き換え)	188P条	220条
	188Q条	221条
	VII編 連帯条項	VII編 連帯条項
	188R条	222条
5部 共同体の機関	6部 機関および財政規定	6部 機関および財政規定
I編 機関に関する規定	I編 機関に関する規定	I編 機関に関する規定
1章 機関	1章 機関	1章 機関
1節 欧州議会	1節 欧州議会	1節 欧州議会
189条(削除) ⁽²³⁾		
190条1—3項(削除) ⁽²⁴⁾		
190条4項および5項	190条	223条
191条1段(削除) ⁽²⁵⁾		
191条2段	191条	224条
192条1段(削除) ⁽²⁶⁾		
192条2段	192条	225条
193条	193条	226条
194条	194条	227条
195条	195条	228条
196条	196条	229条
197条1段(削除) ⁽²⁷⁾		
197条2段、3段および4段	197条	230条
198条	198条	231条
199条	199条	232条
200条	200条	233条
201条	201条	234条
	1a節 欧州理事会	2節 欧州理事会
	201a条	235条
	201b条	236条
2節 理事会	2節 理事会	3節 理事会
202条(削除) ⁽²⁸⁾		
203条(削除) ⁽²⁹⁾		
204条	204条	237条

205条 2 項および 4 項 (削除) ⁽³⁰⁾		
205条 1 項および 3 項	205条	238条
206条	206条	239条
207条	207条	240条
208条	208条	241条
209条	209条	242条
210条	210条	243条
3 節 委員会	3 節 委員会	4 節 委員会
211条 (削除) ⁽³¹⁾		
	211a 条	244条
212条 (移動)	218条 2 項	249条 2 項
213条	213条	245条
214条 (削除) ⁽³²⁾		
215条	215条	246条
216条	216条	247条
217条 1 項、3 項 および 4 項 (削除) ⁽³³⁾		
217条 2 項	217条	248条
218条 1 項 (削除) ⁽³⁴⁾		
218条 2 項	218条	249条
219条	219条	250条
4 節 司法裁判所	4 節 欧州同盟司法裁判 所	5 節 欧州同盟司法裁判 所
220条 (削除) ⁽³⁵⁾		
221条 1 段 (削除) ⁽³⁶⁾		
221条 2 段および 3 段	221条	251条
222条	222条	252条
223条	223条	253条
224条 ⁽³⁷⁾	224条	254条
	224a 条	255条
225条	225条	256条
225a 条	225a 条	257条
226条	226条	258条
227条	227条	259条
228条	228条	260条
229条	229条	261条
229a 条	229a 条	262条
230条	230条	263条
231条	231条	264条
232条	232条	265条
233条	233条	266条
234条	234条	267条

235条	235条	268条
	235a条	269条
236条	236条	270条
237条	237条	271条
238条	238条	272条
239条	239条	273条
240条	240条	274条
	240a条	275条
	240b条	276条
241条	241条	277条
242条	242条	278条
243条	243条	279条
244条	244条	280条
245条	245条	281条
	4 a節 欧州中央銀行	6 節 欧州中央銀行
	245a条	282条
112条 (移動)	245b条	283条
113条 (移動)	245c条	284条
5 節 会計検査院	5 節 会計検査院	7 節 会計検査院
246条	246条	285条
247条	247条	286条
248条	248条	287条
2章 諸機関に共通な規定	2章 同盟の法的行為、採択手続きおよびその他の規定	2章 同盟の法的行為、採択手続きおよびその他の規定
	1 節 同盟の法的行為	1 節 同盟の法的行為
249条	249条	288条
	249A条	289条
	249B条 ⁽³⁸⁾	290条
	249C条 ⁽³⁸⁾	291条
	249D条	292条
	2 節 行為の採択手続きおよびその他の規定	2 節 行為の採択手続きおよびその他の規定
250条	250条	293条
251条	251条	294条
252条 (削除)		
	252a条	295条
253条	253条	296条
254条	254条	297条
	254a条	298条
255条 (移動)	16A条	15条
256条	256条	299条

	3章 同盟の諮問機関	3章 同盟の諮問機関
	256a条	300条
3章 経済社会委員会	1節 経済社会委員会	1節 経済社会委員会
257条 (削除) ⁽³⁹⁾		
258条1項、2項 および4項40	258条	301条
258条3項 (削除) ⁽⁴⁰⁾		
259条	259条	302条
260条	260条	303条
261条 (削除)		
262条	262条	304条
4章 地域委員会	2節 地域委員会	2節 地域委員会
263条1項および5項 (削除) ⁽⁴¹⁾		
263条2—4項	263条	305条
264条	264条	306条
265条	265条	307条
5章 欧州投資銀行	4章 欧州投資銀行	4章 欧州投資銀行
266条	266条	308条
267条	267条	309条
II編 財政規定	II編 財政規定	II編 財政規定
268条	268条	310条
	1章 同盟の固有財源	1章 同盟の固有財源
269条	269条	311条
270条 (削除) ⁽⁴²⁾		
	2章 多年次財政枠組み	2章 多年次財政枠組み
	270a条	312条
	3章 同盟の年次予算	3章 同盟の年次予算
272条1項 (移動)	270b条	313条
271条 (移動)	273a条	316条
272条1項 (移動)	270b条	313条
272条2—10項	272条	314条
273条	273条	315条
271条 (移動)	273a条	316条
	4章 予算および責任解 除の執行	4章 予算および責任解 除の執行
274条	274条	317条
275条	275条	318条
276条	276条	319条
	5章 共通規定	5章 共通規定
277条	277条	320条
278条	278条	321条
279条	279条	322条

	279a条	323条
	279b条	324条
	6章 不正行為との戦い	6章 不正行為との戦い
280条	280条	325条
	Ⅲ編 より緊密な協力	Ⅲ編 より緊密な協力
11条および11A条 (置き換え)	280A条 ⁽⁴³⁾	326条
11条および11A条 (置き換え)	280B条 ⁽⁴³⁾	327条
11条および11A条 (置き換え)	280C条 ⁽⁴³⁾	328条
11条および11A条 (置き換え)	280D条 ⁽⁴³⁾	329条
11条および11A条 (置き換え)	280E条 ⁽⁴³⁾	330条
11条および11A条 (置き換え)	280F条 ⁽⁴³⁾	331条
11条および11A条 (置き換え)	280G条 ⁴³	332条
11条および11A条 (置き換え)	280H条 ⁽⁴³⁾	333条
11条および11A条 (置き換え)	280I条 ⁽⁴³⁾	334条
6部 一般および最終規定	7部 一般および最終規定	7部 一般および最終規定
281条(削除) ⁽⁴⁴⁾		
282条	282条	335条
283条	283条	336条
284条	284条	337条
285条	285条	338条
286条(置き換え)	16B条	16条
287条	287条	339条
288条	288条	340条
289条	289条	341条
290条	290条	342条
291条	291条	343条
292条	292条	344条
293条(削除)		
294条(移動)	48a条	55条
295条	295条	345条
296条	296条	346条
297条	297条	347条

298条	298条	348条
299条1項(削除) ⁽⁴⁵⁾		
299条2項2—4段	299条	349条
299条2項1段および 3—6項(移動)	311a条	355条
300条(置き換え)	188N条	218条
301条(置き換え)	188K条	215条
302条(置き換え)	188P条	220条
303条(置き換え)	188P条	220条
304条(置き換え)	188P条	220条
305条(削除)		
306条	306条	350条
307条	307条	351条
308条	308条	352条
	308a条	353条
309条	309条	354条
310条(移動)	188M条	217条
311条(削除) ⁽⁴⁶⁾		
299条2項1段および 3—6項(移動)	311a条	355条
312条	312条	356条
最終規定		
313条	313条	357条
	313a条	358条
314条(削除) ⁽⁴⁷⁾		

- (1) 実質的にはT E U 二条(新三条)へと置き換わる。
- (2) 実質的にはT E U 二B条から二E条(新三条から新六条)へと置き換わる。
- (3) 実質的にはT E U 三b条(新五条)へと置き換わる。
- (4) 動物の保護および福祉に関する議定書の実効部分の挿入。
- (5) 実質的にはT E U 九条(新一条)へと置き換わる。
- (6) 実質的にはT E U 九条(新一条)およびT F E U 二四五a条(新二八二条)一項へと置き換わる。
- (7) 実質的にはT E U 三a条(新四条)三項へと置き換わる。
- (8) T E U 一〇条(新二〇条)へも置き換わる。
- (9) 現行のT E U 二九条にも置き換わる。
- (10) 現行のT E U 三六条にも置き換わる。
- (11) 現行のT E U 三三条にも置き換わる。
- (12) T E C 六三条一目および二目はT F E U 六三条一項および二項へと置き換わり、かつ六四條二項はT F E U 六三条三項へと置き換わる。
- (13) 現行のT E U 三二条に置き換わる。
- (14) 現行のT E U 三〇条に置き換わる。
- (15) 現行のT E U 三二条に置き換わる。
- (16) 一一七a条(新二四〇条)一項は、一二二条一項の文言を継承する。
- (17) 一一七a条(新二四〇条)二項は、一二二条二項二文を継承する。
- (18) 一一七a条(新二四〇条)三項は、一二三條五項を継承する。
- (19) 一一八a条(新二四一条)一項は、一二三條三項を継承する。
- (20) 一一八a条(新二四一条)二項は、一一七條二項の最初の五つの行を継承する。
- (21) 実質的にはT F E U 一八八D条一項二段二文へと置き換わる。
- (22) 一項二段二文は、実質的にはT E C 一七八条に置き換わる。

リスボン条約(翻訳) (三)

- (23) 実質的にはT E U 九A条(新二四條)一項および二項へと置き換わる。
- (24) 実質的にはT E U 九A条(新二四條)一項から三項へと置き換わる。
- (25) 実質的にはT E U 八A条(新二一條)四項へと置き換わる。
- (26) 実質的にはT E U 九A条(新二四條)一項へと置き換わる。
- (27) 実質的にはT E U 九A条(新二四條)四項へと置き換わる。
- (28) 実質的にはT E U 九C条(新二六條)一項ならびにT F E U 二四九B条および二四九C条(新二九〇条および新二九一条)へと置き換わる。
- (29) 実質的にはT E U 九C条(新二六條)二項および九項へと置き換わる。
- (30) 実質的にはT E U 九C条(新二六條)四項および五項へと置き換わる。
- (31) 実質的にはT E U 九D条(新二七條)一項へと置き換わる。
- (32) 実質的にはT E U 九D条(新二七條)三項および七項へと置き換わる。
- (33) 実質的にはT E U 九D条(新二七條)六項へと置き換わる。
- (34) 実質的にはT F E U 二二a条(新二九五條)へと置き換わる。
- (35) 実質的にはT E U 九F条(新二九條)へと置き換わる。
- (36) 実質的にはT E U 九F条(新二九條)二項一段へと置き換わる。
- (37) 一段一文は、実質的にはT E U 九F条(新二九條)二項二段へと置き換わる。
- (38) 実質的にはT E C 二〇二条三行に置き換わる。
- (39) 実質的にはT F E U 二五六a条(新三〇〇条)二項へと置き換わる。
- (40) 実質的にはT F E U 二五六a条(新三〇〇条)四項へと置き換わる。

同志社法学 六〇巻二号 五八三 (二二二七)

- (41) 実質的にはTFEU二五六a条(新三〇〇条)三項および四項へと置き換わる。
- (42) 実質的にはTFEU二六八条(新三二〇条)四項へと置き換わる。
- (43) 現行のTEU二七A条から二七E条、四〇条から四〇B条および四三条から四五条にも置き換わる。
- (44) 実質的にはTEU四九C条(新五二条)へと置き換わる。
- (45) 実質的にはTEU四九C条(新五二条)へと置き換わる。
- (46) 実質的にはTEU四九B条(新五一條)へと置き換わる。
- (47) 実質的にはTEU五三條(新五五條)へと置き換わる。

最終文書

加盟国政府代表者会議は、欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および欧州原子力共同体設立条約の修正を合意によって採択するために二〇〇七年七月二三日にブリュッセルに召集され、以下の文書を採択した。

I. 欧州同盟条約および欧州共同体設立条約を改定するリスボン条約

II. 議定書

A. 欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および場合により欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書

- 欧州同盟における国内議会の役割に関する議定書
- 補完性の原理および比例性の原理の適用に関する議定書
- ユーロ・グループに関する議定書
- 欧州同盟条約四二条により確立される恒常的組織協力に関する議定書
- 人権と基本的自由を保護するための欧州規約への同盟の加入についての欧州同盟条約六条二項に関連する議定書
- 域内市場および競争に関する議定書
- 欧州同盟基本権憲章のポーランドおよび連合王国への適用に関する議定書
- 共有する権能の行使に関する議定書
- 一般的利益サービスに関する議定書

- 二〇一四年一月一日から二〇一七年三月三十一日の間の、ならびに二〇一七年四月一日以降の、欧州同盟条約一六条四項および欧州同盟運営条約二三八条二項の実施に関係する理事会決定に関する議定書
- 過渡規定に関する議定書
- B. リスボン条約に付属する議定書

- 欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および場合により欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書を修正する第一議定書
- 欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および場合により欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書を修正する第二議定書
- 二条に言及される対照表

— 欧州原子力共同体設立条約を改定する第二議定書

III. リスボン条約への付属文書

- リスボン条約五条に言及された対照表

加盟国政府代表者会議は、この最終文書に付属する以下の宣言を採択した。

A. 条約の規定に関する宣言

- 一. 欧州同盟基本権憲章に関する宣言
- 二. 欧州同盟条約六条二項に関する宣言
- 三. 欧州同盟条約八条に関する宣言
- 四. 欧州議会の構成に関する宣言
- 五. 欧州議会の構成に関する決定案についての欧州理事会による

る政治的合意に関する宣言

六. 欧州同盟条約一五条五項および六項、一七条六項および七項ならびに一八条に関する宣言

七. 欧州同盟条約一六条四項および欧州同盟運営条約二三八条

二項に関する宣言

八. 欧州理事会および外務理事会の議長職に関してリスボン条約発効に際してとられるべき実施措置に関する宣言

九. 理事会議長職の業務についての欧州理事会の決定に関する

欧州同盟条約一六条九項に対する宣言

一〇. 欧州同盟条約一七条に関する宣言

一一. 欧州同盟条約一七条六項および七項に関する宣言

一二. 欧州同盟条約一八条に関する宣言

一三. 共通外交・安全保障政策に関する宣言

一四. 共通外交・安全保障政策に関する宣言

一五. 欧州同盟条約二七条に関する宣言

一六. 欧州同盟条約五五条二項に関する宣言

一七. 優位性に関する宣言

一八. 権能の範囲設定に関連する宣言

一九. 欧州同盟運営条約八条に関する宣言

二〇. 欧州同盟運営条約一六条に関する宣言

二一. 刑事問題における司法協力および警察協力の分野における個人データの保護に関する宣言

二二. 欧州同盟運営条約四八条および七九条に関する宣言

二三. 欧州同盟運営条約四八条二段に関する宣言

二四. 欧州同盟の法人格に関する宣言

二五. 欧州同盟運営条約七五条および二二五条に関する宣言

二六. 欧州同盟運営条約三部V編に基づく措置への加盟国の不参加に関する宣言

二七. 欧州同盟運営条約八五条一項二段に関する宣言

二八. 欧州同盟運営条約九八条に関する宣言

二九. 欧州同盟運営条約一〇七条二項(c)に関する宣言

三〇. 欧州同盟運営条約一六六条に関する宣言

三一. 欧州同盟運営条約一五六条に関する宣言

三二. 欧州同盟運営条約一六八条四項(c)に関する宣言

三三. 欧州同盟運営条約一七四条に関する宣言

三四. 欧州同盟運営条約一七九条に関する宣言

三五. 欧州同盟運営条約一九四条に関する宣言

三六. 自由、安全および公正の領域に関係する加盟国による国際協定の交渉および締結についての欧州同盟運営条約二一八

条に関する宣言

三七. 欧州同盟運営条約二二二条に関する宣言

三八. 司法裁判所における法廷助言者数についての欧州同盟運営

条約二五二条に関する宣言

三九. 欧州同盟運営条約二九〇条に関する宣言

四〇. 欧州同盟運営条約三二九条に関する宣言

四一. 欧州同盟運営条約三五二条に関する宣言

四二. 欧州同盟運営条約三五二条に関する宣言

四三. 欧州同盟運営条約三五五五六項に関する宣言

B. 条約の付属議定書に関する宣言

四四、欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条に関する宣言

四五、欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条二項に関する宣言

四六、欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条三項に関する宣言

四七、欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条三項、四項および五項に関する宣言

四八、デンマークの立場に関する議定書に関する宣言

四九、イタリヤに関する宣言

五〇、過渡規定に関する議定書一〇条に対する宣言

C. 加盟国による宣言

さらに、会議は、以下に掲げる宣言に留意してこれを本最終文書に付属する。

五一、国内議会に関するベルギー王国の宣言

五二、欧州同盟の象徴に関するベルギー王国、ブルガリア共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、スペイン王国、イタリヤ共和国、キプロス共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルグ大公国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、オーストリア共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア国、スロベニア共和国およびスロバキア共和国の宣言

五三、欧州同盟基本権憲章に関するチェコ共和国の宣言

五四、ドイツ連邦共和国、アイerland、ハンガリー共和国、オーストリア共和国およびスウェーデン王国の宣言

五五、スペイン王国、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国の宣言

五六、自由、安全および公正の領域についての連合王国およびアイルランドの立場に関する議定書三条に関するアイルランドの宣言

五七、欧州議会の構成に関するイタリヤ共和国の宣言

五八、条約における単一通貨名の綴りに関するラトビア共和国、ハンガリー共和国およびマルタ共和国の宣言

五九、欧州同盟運営条約三二二条に関するオランダ王国の宣言

六〇、欧州同盟運営条約三五五条に関するオランダ王国の宣言

六一、欧州同盟基本権憲章に関するポーランド共和国の宣言

六二、欧州同盟基本権憲章のポーランドおよび連合王国への適用に関する議定書についてのポーランド共和国の宣言

六三、「国民」という用語の定義に関するグレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国の宣言

六四、欧州議会選挙の投票権に関するグレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国の宣言

六五、欧州同盟運営条約七五条に関するグレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国の宣言

二〇〇七年一月一三日リスボンにおいて。

(名簿省略)

A. 条約の規定に関する宣言

一. 欧州同盟基本権憲章に関する宣言

欧州同盟基本権憲章は、法的拘束力を持ち、人権と基本的自由を保護するための欧州規約により保障される基本的権利および加盟国に共通の憲法的伝統から生じるような基本的権利を確認するものである。

憲章は、同盟法の適用範囲を同盟の権限を超えて拡大するものではなく、同盟のために新たな権限や任務を創出するものではなく、条約により定められる権限や任務を変更するものでもない。

二. 欧州同盟条約六条二項に関する宣言

会議は、人権と基本的自由を保護するための欧州規約への同盟の加入が、同盟法の固有の特徴が守られるように調整されなければならないことに合意する。これに関連して、会議は、欧州同盟司法裁判所と欧州人権裁判所の間で定期的な対話があることに留意する。そのような対話は、同盟がこの欧州規約に加入する場合には強化されることができる。

三. 欧州同盟条約八条に関する宣言

同盟は、同盟と特定の近接的関係を維持する小規模国の特有の状況を考慮する。

四. 欧州議会の構成に関する宣言

欧州議会における追加議席は、イタリアに配分される予定である。

五. 欧州議会の構成に関する決定案についての欧州理事会による政治的合意に関する宣言

欧州理事会は、欧州議会の提案に基づく、二〇〇九年から二〇一四年までの立法期間の欧州議会の構成に関する修正された決定案について政治的に合意する予定である。

六. 欧州同盟条約一五条五項および六項、一七条六項および七項ならびに一八条に関する宣言

欧州理事会議長、委員会委員長および外交・安全保障政策担当同盟上級代表に就任する人物の選任に際しては、同盟とその加盟国の地理的および人口的多様性を尊重する必要があると適切に考慮される。

七. 欧州同盟条約一六条四項および欧州同盟運営条約二三

八条二項に関する宣言

会議は、欧州同盟条約一六条四項および欧州同盟運営条約二三八条二項の実施に関する決定が、リスボン条約の署名日に理事会によって採択され、同条約の発効日に発効することを宣言する。決定案は、以下の通りである。

二〇一四年一月一日から二〇一七年三月三十一日の間の、ならびに二〇一七年四月一日以降の、欧州同盟条約一六条四項および欧州同盟運営条約二三八条二項の実施に関する理事会決定案
欧州同盟理事会は、

(一)二〇一四年一〇月三十一日まで適用される過渡規定に関する
議定書三条三項に定められた特定多数決による理事会の政策決

定のための体制から、二〇一七年三月三十一日までの過渡期間中の同議定書三条二項が定める特別規定を含む、二〇一四年一月一日から効力をもって適用される欧州同盟条約一六条四項および欧州同盟運営条約二三八条二項に定める投票体制へと、円滑に移行することを可能にする規定が採択される必要があることに鑑み、

(二) 理事会では特定多数決による決定の民主的正当性を強化するためあらゆる努力を払っていることが想起されることに鑑み、
以下のように決定する。

一節 二〇一四年一月一日から二〇一七年三月三十一日まで適用される規定

一条

二〇一四年一月一日から二〇一七年三月三十一日までの間に、欧州同盟条約一六条四項一段および欧州同盟運営条約二三八条二項の適用により生じる阻止少数を構成するために必要な、

(a) 人口の少なくとも四分の三か、あるいは
(b) 加盟国の少なくとも四分の三

を代表する理事会構成員が、理事会が特定多数決により行為を採択することに反対の意向を示す場合、理事会はこの問題を討議する。

二条

討議にあたり、理事会は、同盟法によって定められる適切な期

間内に、かつ守られるべき期限までに、一条に言及された理事会構成員により提起される関心に対して満足のいく解決にいたるよう全力を挙げる。

三条

この目的のために、理事会議長は、委員会の補佐を受け、かつ理事会の手続き規則を遵守しつつ、理事会においてより広範な合意を容易にするために必要なあらゆる発議を行う。理事会構成員は、議長を補佐する。

二節 二〇一七年四月一日より適用される規定
四条

二〇一七年四月一日以降に、欧州同盟条約一六条四項一段および欧州同盟運営条約二三八条二項の適用により生じる阻止少数を構成するために必要な、

(a) 人口の少なくとも五五%か、あるいは
(b) 加盟国の少なくとも五五%

を代表する理事会構成員が、理事会が特定多数決により議決を採択することに反対の意向を示す場合、理事会はこの問題を討議する。

五条

討議にあたり、理事会は、同盟法によって定められる適切な期間内に、かつ守られるべき期限までに、四条に言及された理事会構成員により提起される関心に対して満足のいく解決にいたるよ

う全力を挙げる。

六条

この目的のために、理事会議長は、委員会の補佐を受け、かつ理事会の手続き規則を遵守しつつ、理事会においてより広範な合意を容易にするために必要なあらゆる発議を行う。理事会構成員は、議長を補佐する。

三節 効力の発生

七条

本決定は、リスボン条約の発効日をもって発効する。

八・欧州理事会および外務理事会の議長職に関してリスボン条約発効に際してとられるべき実施措置に関する宣言

リスボン条約が二〇〇九年一月一日以降に発効する場合、会議は、その時に理事会の六ヶ月任期の議長職に就いている加盟国の所管の機関が、また欧州理事会の議長に選出された者および外交・安全保障政策担当同盟上級代表に任命された者が、次の六ヶ月に議長職となる国と協議しつつ、欧州理事会および外務理事会の議長職の物質的および組織的側面が効率的に移譲されることが可能となるために必要な特別措置をとるよう要請する。

九・理事会議長職の業務についての欧州理事会の決定に関する欧州同盟条約一六条九項に対する宣言

会議は、理事会が理事会議長職の業務に関する決定を実施する

ための手続きを定める決定の準備をリスボン条約の署名後早急に開始し、かつ六ヶ月以内に政治的な承認を与えるべきであること宣言する。欧州理事会の決定案は、リスボン条約の発効日に採択される予定であり、以下の通りである。

理事会議長職の業務に関する欧州理事会決定案

一条

一・理事会議長職は、外務理事会を除き、三加盟国により予定されるグループによって一八ヶ月間にわたり務められる。そのグループは、同盟内における加盟国の多様性と地理的均衡を考慮しつつ、加盟国間の平等な輪番に基づいて結成される。

二・グループを構成する各国は、外務理事会を除くすべての形態の理事会において六ヶ月交替で議長を務める。グループを構成する他の加盟国は、共通の計画に基づき、すべての責任をもつ議長を補佐する。グループを構成する加盟国は、相互に前記の内容に代わる取り決めに決定することができる。

二条

加盟国政府常駐代表委員会は、一般理事会の議長を務める加盟国の代表により委員長が務められる。

政治・安全保障委員会の委員長は、外交・安全保障政策担当同盟上級代表の代理により務められる。

外務理事会を除く様々な形態の理事会の準備組織の長は、四条に従い別段の決定がないかぎり、関連する理事会の議長を務めるグループの構成国に委ねられる。

三 条

一般理事会は、委員会と協力しつつ、多年次計画の枠組みにおける様々な形態の理事会の業務に関して一貫性と継続性を確保する。議長を務める加盟国は、理事会事務局の補佐を受けつつ、理事會業務の組織および円滑な運営のために必要なあらゆる措置をとる。

四 条

理事會は、本決定を実施するための措置を確定する決定を採択する。

一〇． 欧州同盟条約一七条に関する宣言

會議は、委員会がすべての加盟国の国民をもはや含まなくなる場合、すべての加盟国との関係において十分な透明性を確保する必要性に委員会は特別の注意を払うべきであると考えた。したがって、加盟国の国民が委員会委員であるか否かに関わらず、委員會は、すべての加盟国と密接に連携するべきであり、かつこれに関連して、すべての加盟国と情報を共有し協議する必要性に特別の注意を払うべきである。

會議はまた、委員会が、自国民が委員会委員となっていない加盟国を含む、すべての加盟国の政治的、社会的および経済的現実が十分に考慮されることを確保するために必要なすべての措置をとるべきであると考えた。これらの措置には、委員のいない加盟国の立場が適切な組織的取り決めにより考慮されることを確保することが含まれるべきである。

一一． 欧州同盟条約一七条六項および七項に関する宣言

會議は、条約の規定に従い欧州議會と欧州理事會が、欧州委員會委員長を選出する過程を円滑に進めるための共同責任をもつと考える。そのために、欧州理事會の決定に先立って、欧州議會と欧州理事會の代表は、最適であるとみなされる枠組みにおいて必要な協議を進める。その協議では、一七条七項一段に従い、欧州議會選挙を考慮しつつ、委員会委員長候補の経歴に焦点を当てる。協議に向けた取り決めは、欧州議會および欧州理事會間の共通の合意により適宜決定されることができるとする。

一二． 欧州同盟条約一八条に関する宣言（省略）

一三． 共通外交・安全保障政策に関する宣言

會議は、外交・安全保障政策担当同盟上級代表職の創設および対外行動局の設置を含む、共通外交・安全保障政策を対象とする欧州同盟条約の規定が、外交政策の策定および実施についての加盟国の既存の責任ならびに第三国および国際組織における加盟国の国家代表の責任に影響を与えないことを強調する。

會議はまた、共通安全保障・防衛政策を規律する規定が加盟国の安全保障および防衛政策の固有の性格を侵害するものではないことを想起する。

會議は、欧州同盟とその加盟国が、国際連合憲章の規定によって、かつ特に国際の平和と安全の維持のために安全保障理事會およびその理事國が負う主たる責任によって依然として拘束されて

いることを強調する。

一四．共通外交・安全保障政策に関する宣言

欧州同盟条約二四条一項に言及された特別の法規と手続きに加えて、会議は、外交・安全保障政策担当同盟上級代表および対外行動局等に関連する共通外交・安全保障政策の規定が、外交政策、国家外務担当部局、第三国との関係および加盟国が国連安全保障理事会の理事国であることを含む国際組織への参加を考案し実行することに関連する各加盟国の既存の法的基盤、責任ならびに権限に今後も影響を与えないことを強調する。

会議はまた、共通外交・安全保障政策を対象とする規定が決定を發議する新たな権限を委員会に与えず、あるいは欧州議会の役割を強化しないことに留意する。

会議はまた、共通安全保障・防衛政策を規律する規定が加盟国の安全保障および防衛政策の固有の性格を侵害するものではないことを想起する。

一五．欧州同盟条約二七条に関する宣言（省略）

一六．欧州同盟条約五五条二項に関する宣言

会議は、五五条二項に言及された言語へと条約の翻訳が作成される可能性は、三条三項四段に定める同盟の豊かな文化的および言語的多様性を尊重するという目的の実現に寄与すると考える。これと関連して、会議は、欧州の文化的多様性への同盟の結びつきを確認し、また、これらの言語や他の言語に払い続けるのである

う特別の配慮を確認する。

会議は、五五条二項に認められる可能性の実現を望む加盟国が、条約が翻訳される言語をリスボン条約の署名日から六ヶ月以内に理事會に通告することを勧告する。

一七．優位性に関する宣言

会議は、欧州同盟司法裁判所の十分に定着した判例法に従い、条約およびそれに基づいて同盟により採択される法が、この判例法によって定められる条件の下で加盟国の法に対して優位性をもつことを想起する。

会議はまた、一一一九七／〇七（JUR二六〇）に定められるEC法の優位性に関する理事會法務局の意見が本最終文書の付属文書として付記されることを決定した。

〔理事會法務局の二〇〇七年六月二二日の意見〕

EC法の優位性が共同体法の根本的な原則であることは、司法裁判所の判例法に由来する。司法裁判所によれば、この原則は、欧州共同体の固有の性格に内在するものである。この確立した判例法の最初の判決（Costa/ENEL, 15 July 1964, Case 6/64）^{注1}が下された時には、優位性は条約に明記されていなかった。現在においても、いまだ明記されていない。優位性の原則が今後の条約で明記されないという事実は、当原則の存在および司法裁判所の既存の判例法をいかなる意味においても変更するものではない。

注1 『したがって、（中略）自立的な法源である条約から生じた法は、その本来的に固有の性格ゆえに、共同体法の性格が失われることも、共同体自体の法的基盤が問われることもなしに、国

内の法的規定をもって司法的に無効となることはありえない。』」

一八・ 権能の範囲設定に関連する宣言

会議は、欧州同盟条約および欧州同盟運営条約に定められる同盟および加盟国間の権能の配分の体制に従い、条約において同盟に授与されていない権能は加盟国に留まることを強調する。

特定の分野において加盟国との間で共有される権能を条約が同盟に授与する場合、加盟国は、同盟がその権能を行使しないか、あるいは行使を中止することを決定する範囲においてその権能を行使する。同盟が権能の行使を中止することを決定することは、関係する欧州同盟機関が、特に補完性原理および比例性原理を常に尊重することを一層確保するために立法行為の取消しを決定する場合に起こるものである。理事会は、(加盟国の代表者である)一ヶ国以上の構成員の発議に基づき、かつ欧州同盟運営条約二四一条に従い、立法行為を取消すための提案を提出するように委員会に要請することができる。会議は、このような要請に特に注意を払うという委員会の宣言を歓迎する。

同様に、加盟国政府の代表は、政府間会議において会合し、欧州同盟条約四八条の二項から五項に定める通常改正手続きに従い、条約において同盟に授与される権能の増減を含めて同盟が基礎とする条約を改正することを決定することができる。

一九・ 欧州同盟運営条約八条に関する宣言

会議は、男女間の不平等を撤廃するための全般的な努力に際して、同盟が、その様々な政策においてあらゆる種類の家庭内暴力

と闘うことを目的とすることに合意する。加盟国は、このような犯罪行為を防止および処罰するために、ならびに被害者を支援および保護するために必要なあらゆる措置をとるべきである。

二〇・ 欧州同盟運営条約一六条に関する宣言

会議は、一六条に基づいて採択される個人データの保護に関する法規がいかに国家の安全保障にとって直接的な影響をもつものであれ、当該問題の固有の性格が適切に考慮されるべきであることを宣言する。会議は、現在適用されている立法(特にEC九五/四六号命令を参照のこと)が、この点について一定の逸脱を含んでいることを想起する。

二一・ 刑事問題における司法協力および警察協力の分野における個人データの保護に関する宣言

会議は、欧州同盟運営条約一六条に基づく刑事問題における司法協力および警察協力分野における個人データの保護ならびにそのようなデータの自由移動に関する特定の法規が、当該分野の特別な性格ゆえに明確な必要性をもつ可能性があることを確認する。

二二・ 欧州同盟運営条約四八条および七九条に関する宣言

会議は、七九条二項に基づく立法草案が範囲、費用あるいは財政構造等の加盟国の社会保障体制の重要な側面に影響するか、もしくは四八条二段に定める保障体制の財政的均衡に影響する場合には、当該加盟国の利益が適切に斟酌されるものと考ええる。

二三． 欧州同盟運営条約四八条二段に関する宣言（省略）

二四． 欧州同盟の法人格に関する宣言

会議は、欧州同盟が法人格をもつという事実が、条約において加盟国により同盟へと授与される権能を超えて立法し、または行爲することをいかなる場合においても同盟に認めていないことを確認する。

二五． 欧州同盟運営条約七五条および二二五条に関する宣言

会議は、基本的権利および自由の尊重が、特に、関係する個人もしくは集団が享受する法の適正な過程の権利の保護および遵守に適切な注意が払われることを意味することを想起する。この目的を果たすために、かつ個人もしくは集団を制限措置に服させる決定に対して厳格な司法統制を確保するために、そのような決定は、明確で疑いのない基準に基づかなければならない。この基準は、各々の制限措置の特性に対応するものでなければならない。

二六． 欧州同盟運営条約三部V編に基づく措置への加盟国の不参加に関する宣言

会議は、加盟国が欧州同盟運営条約三部V編に基づく措置への不参加を選択する場合、理事会が当該措置への加盟国の不参加がもたらうる意味と影響を十分に議論することを宣言する。

加えて、すべての加盟国は、欧州同盟運営条約一六条を基礎とする状況を検討するように委員会に求めることができる。

以上のことは、問題を欧州理事会に付託する加盟国の能力を妨げるものではない。

二七． 欧州同盟運営条約八五条一項二段に関する宣言（省略）

二八． 欧州同盟運営条約九八条に関する宣言（省略）

二九． 欧州同盟運営条約一〇七条二項(c)に関する宣言（省略）

三〇． 欧州同盟運営条約一二六条に関する宣言

一二六条について会議は、成長の可能性を高め、かつ健全な財政的立場を確保することが同盟と加盟国の経済および財政政策の二本の柱であることを確認する。安定成長協定は、これらの目的を達成するための重要な手段である。

会議は、加盟国の財政政策を調整するための枠組みとして安定成長協定に関する規定を活用することを再確認する。

会議は、法規に基づく体制は、約束が遵守されかつすべての加盟国が平等に扱われるための最良の保証であることを確認する。

この枠組みにおいて、会議はまた、雇用の創出、構造改革および社会的結束というリスボン戦略の目標に向けての約束を再確認する。

同盟は、均衡のとれた経済成長と物価の安定を達成することを目的としている。したがって、経済および財政政策は、経済的な低成長の局面における経済の改革、革新および競争力強化、ならびに民間投資と消費の強化に向けた適切な優先順位を設定する必

要がある。このことは、条約および安定成長協定に従う財政の規律を尊重しつつ、特に公的歳入および歳出の再構築を通じた国家および同盟のレベルにおける財政的決定の方向性のなかに反映されなければならない。

加盟国が直面する財政と経済の挑戦は、経済周期を通じた健全な財政政策が重要であることを強調している。

会議は、公的財政を強化し、かつ予算状況を改善するために加盟国が経済回復期を積極的に利用するべきであることに合意する。その目的は、適切なときに財政黒字を漸進的に達成することであるが、これにより経済停滞に取組むために必要な余地がつかわれ、かつ公的財政の長期的な持続性への寄与がなされることになる。

加盟国は、安定成長協定の実施を強化および明確化することについて、委員会の実現可能な提案と加盟国のさらなる寄与を期待する。加盟国は、その経済の成長力を高めるために必要なすべての措置をとる。経済政策がよりよく調整されることが、この目標を後押しする。本宣言は、安定成長協定が今後議論されることを妨げるものではない。

三二． 欧州同盟運営条約一五六条に関する宣言（省略）

三三． 欧州同盟運営条約一六八条四項(c)に関する宣言

会議は、域内市場に影響する国内基準が人間の健康について実現されるべき高水準の保護の妨げとなる場合、一六八条四項(c)に従い採択される措置が共通な安全の関心に合致し、かつ高い基準

の質と安全を定めることを目的とする必要があることを宣言する。

三四． 欧州同盟運営条約一七四条に関する宣言（省略）

三五． 欧州同盟運営条約一七九条に関する宣言（省略）

三六． 自由、安全および公正の領域に関する加盟国による国際協定の交渉および締結についての欧州同盟運営条約二一八条に関する宣言

会議は、加盟国が三部V編三章、四章および五章の対象となる分野において第三国あるいは国際組織との協定を交渉および締結することを、そのような協定が同盟法を遵守しているかぎりにおいて可能であることを確認する。

三七． 司法裁判所における法廷助言者数についての欧州同盟運営条約二五二条に関する宣言

三八． 欧州同盟運営条約二五二条一段に従い司法裁判所が法廷助言者の数を三名増員させる（八名が一名となる）ように要

会議は、加盟国が三部V編三章、四章および五章の対象となる分野において第三国あるいは国際組織との協定を交渉および締結することを、そのような協定が同盟法を遵守しているかぎりにおいて可能であることを確認する。

請する場合には、理事会が全会一致によりそのような増員に同意するであろうことを宣言する。

この場合、会議は、ドイツ、フランス、イタリア、スペインおよび連合王国についてすでになされているように、ポーランドが輪番制度に今後加わらずに常任の法廷助言者を占有するものとし、したがって現行の輪番が三名による法廷助言者の輪番から五名によるそれに変更されることに合意する。

三九. 欧州同盟運営条約二九〇条に関する宣言（省略）

四〇. 欧州同盟運営条約三二九条に関する宣言（省略）

四一. 欧州同盟運営条約三五二条に関する宣言

会議は、欧州同盟運営条約三五二条一項における同盟の目的への言及は、欧州同盟条約三条二項および三項に定める目標ならびに欧州同盟運営条約五部の下での対外行動に関する欧州同盟条約三条五項の目的への言及であることを宣言する。したがって、欧州同盟運営条約三五二条に基づく行為が欧州同盟条約三条一項に定める目的のみを追求するというわけではない。この点に関連して、会議は、欧州同盟条約三一条一項に従い、共通外交・安全保障政策分野においては立法行為が採択されえないことに留意する。

四二. 欧州同盟運営条約三五二条に関する宣言

会議は、欧州同盟司法裁判所の定着した判例法に従い、欧州同盟運営条約三三二条は権限授与の原則に基づく制度的体制の不可

分の一部であるので、全体としての条約の規定特に同盟の任務と活動を定義する規定により設けられる一般的枠組みを超えて同盟の権限の範囲を拡大するための根拠にはなりえないことを強調する。いかなる場合においても、本条は、条約の改正を目的として条約が定めた手続きに従うことなく実質的な条約改正の効果をもつ規定を採択するための根拠として利用されることはできない。

四三. 欧州同盟運営条約三五五条六項に関する宣言（省略）

B. 条約の付属議定書に関する宣言

四四. 欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条に関する宣言

会議は、加盟国が欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条二項の下での提案もしくは発議への参加を望まないことを告知する場合、そのような告知は、シエンゲン・アキに関する措置が採択されるまでのいかなる時点においても撤回されることができると留意する。

四五. 欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条二項に関する宣言

会議は、連合王国もしくはアイルランドが自国が参加するシエンゲン・アキの一部を基礎とする措置に参加しない意向を理事会に示す場合には、当該措置への当該加盟国の不参加について考え

られる結果に関して理事会が十分に議論することを宣言する。理事会の議論は、その提案とシエンゲン・アキの関係についての委員会の示唆に照らして行なわれるべきである。

四六、 欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条三項に関する宣言（省略）

四七、 欧州同盟の枠組みに統合されたシエンゲン・アキに関する議定書五条三項、四項および五項に関する宣言（省略）

四八、 デンマークの立場に関する議定書に関する宣言（省略）

四九、 イタリアに関する宣言（省略）

五〇、 過渡規定に関する議定書一〇条に対する宣言

会議は、それぞれの権限の範囲で、欧州議会、理事会および委員会が、適切な場合で、なおかつ可能であれば過渡規定に関する議定書一〇条三項に言及された五年の期間内に、同議定書一〇条一項に言及された行為を修正もしくは、廃止する法的行為を採択することを模索することを促す。

C. 加盟国による宣言

さらに、会議は、以下に掲げる宣言に留意してこれを本最終文書に付属する。

五一・ 国内議会に関するベルギー王国の宣言

ベルギーは、自国の憲法に従い、その連邦議会の上下院に加えて、その諸共同体および諸地域の議会もまた、同盟により行使される権能につき国内議会体制の構成議院もしくは国内議会の構成院として行為することを明言する。

五二、 欧州同盟の象徴に関するベルギー王国、ブルガリア共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、スペイン王国、イタリア共和国、キプロス共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルグ大公国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、オーストリア共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア国、スロベニア共和国およびスロバキア共和国の宣言

ベルギー、ブルガリア、ドイツ、ギリシャ、スペイン、イタリア、キプロス、リトアニア、ルクセンブルグ、ハンガリー、マルタ、オーストリア、ポルトガル、ルーマニア、スロベニアおよびスロバキアは、青地に一二の金色の星が円く描かれる旗、ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーベン作の交響曲第九番の「歓喜の歌」に基づく歌、「多様性の中の統一」という標語、欧州同盟の通貨としてのユーロおよび五月九日の欧州の日が、これら諸国にとって欧州同盟における人々の共同体意識および欧州同盟に対する忠誠を表す象徴であり続けることを宣言する。

五三、 欧州同盟基本権憲章に関するチェコ共和国の宣言

一、 チェコ共和国は、権能の範囲設定に関する（第一八の）宣言

で再確認されたように、欧州同盟基本権憲章の規定が、補完性の原理ならびに欧州同盟およびその加盟国間の権能の配分に適切に配慮しつつ、欧州同盟の機関およびその他の機関に宛てられることを想起する。チェコ共和国は、憲章の規定が加盟国に宛てられるのはそれが同盟法を実施する場合においてのみであり、国内法を同盟法から独立して採択および実施する場合には宛てられないことを強調する。

二、チェコ共和国はまた、憲章が、同盟法の適用範囲を拡大するものではなく、同盟のために新たな権限を創出するものでもないことを強調する。憲章は、国内法の適用範囲を縮小するものではなく、この範囲における国内当局の現在の権限を制限するものでもない。

三、チェコ共和国は、憲章が加盟国に共通する憲法的伝統に由来するような基本的な権利および原則を認めるかぎりにおいて、それらの権利および原則はそのような伝統と調和するように解釈されるべきことを強調する。

四、チェコ共和国はさらに、憲章のなにも、同盟法、および人権と基本的自由の保護のための欧州規約を含む同盟あるいはすべての加盟国が当事者である国際協定、ならびに加盟国の憲法が、それぞれの適用範囲において認めているような人権および基本的自由を、制限あるいは侵害するように解釈されてはならないことを強調する。

五四、ドイツ連邦共和国、アイルランド、ハンガリー共和国、オーストリア共和国およびスウェーデン王国の宣言

ドイツ、アイルランド、ハンガリー、オーストリアおよびスウェーデンは、欧州原子力共同体設立条約の中心的な規定が同条約の発効以降実質的に改定されておらず、現状に適合させる必要があることに留意する。したがって、これらの諸国は、可能な限り早期に加盟国政府の代表者会議が招集されるべきであるという考えを支持する。

五五、スペイン王国、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国の宣言

条約は、特定の加盟国が対外関係に責任をもつ、欧州の一領域としてのジブラルタルに適用される。このことは、当該加盟国の各々の立場に変化があることを意味するものではない。

五六、自由、安全および公正の領域についての連合王国およびアイルランドの立場に関する議定書三条に関するアイルランドの宣言

アイルランドは、基本権ならびに高水準の安全が市民へと提供される加盟国の異なる法体制ならびに法的伝統を尊重しながら、自由、安全および公正の領域としての同盟に関与することを確認する。

したがって、アイルランドは、欧州同盟運営条約三部V編に従う措置の採択に可能な限り最大限に参加するために、自由、安全および公正の領域に関する連合王国およびアイルランドの立場に関する議定書三条の下でその権力を行使する強い意向をもつことを宣言する。

アイルランドは、特に、警察協力の分野における措置に可能なかぎり最大限に参加する予定である。

さらにアイルランドは、議定書八条に従い、議定書の規定の対象となる意思をもちやまない旨を、理事会に文書によって告知できることを想起する。アイルランドは、リスボン条約の発効後三年以内に、この取り決めの実施を再検討する予定である。

五七. 欧州議会の構成に関するイタリア共和国の宣言

イタリアは、欧州同盟条約一〇条および一四条に従い、欧州議会が同盟の市民の代表により構成されるべきであり、かつこの代表が通減の比例であるべきことに留意する。

イタリアはまた、欧州同盟条約九条および欧州同盟運営条約二〇条に基づき、加盟国のすべての国民が同盟の市民であることに留意する。

したがってイタリアは、二〇〇九年から二〇一四年の立法期間に関する決定を侵害することなく、欧州議会の発議に基づきその同意を得て欧州理事会により採択される、欧州議会の構成を確定するあらゆる決定が、一四条二項一段に定められる原則を尊重するべきであると考えてる。

五八. 条約における単一通貨名の綴りに関するラトビア共和国、ハンガリー共和国およびマルタ共和国の宣言

条約に言及される紙幣と硬貨に表示される欧州同盟の単一通貨の名称の統一された綴りを侵害することなく、ラトビア、ハンガリーおよびマルタは、条約のラトビア語版、ハンガリー語版および

びマルタ語版を通じて適用されるような単一通貨の派生語を含む単一通貨の名称の綴りが、ラトビア語、ハンガリー語およびマルタ語の既存の法規に何ら影響しないことを宣言する。

五九. 欧州同盟運営条約三一二条に関するオランダ王国の宣言 (省略)

六〇. 欧州同盟運営条約三五五条に関するオランダ王国の宣言 (省略)

六一. 欧州同盟基本権憲章に関するポーランド共和国の宣言

憲章は、公衆道徳、家族法および人間の尊厳ならびに人間の身体と道徳の一体性の保護の分野において立法する加盟国の権利にかなる意味でも影響を与えない。

六二. 欧州同盟基本権憲章のポーランドおよび連合王国への適用に関する議定書についてのポーランド共和国の宣言

ポーランドは、社会運動である「連帯」の伝統とその運動が社会のおよび労働の権利のための闘いに大きく貢献したことを鑑みて、欧州同盟の法により定立される社会的および労働的権利、特に欧州同盟基本権憲章IV編において再確認されるそれらの権利を十分に尊重することを宣言する。

六三. 「国民」という用語の定義に関するグレート・ブリテ

ンおよび北部アイルランド連合王国の宣言（省略）

六四．欧州議会選挙の投票権に関するグレート・ブリテン

および北部アイルランド連合王国の宣言

連合王国は、欧州同盟条約一四条および条約の他の規定が欧州議会選挙の投票権のための根拠を変更する意図をもつものではないことに留意する。

六五．欧州同盟運営条約七五条に関するグレート・ブリテン

および北部アイルランド連合王国の宣言

連合王国は、テロリズムおよびそれと関連する活動を防止し戦うための金融制裁の採択に関する確固たる行動を強く支持する。したがって、連合王国は、欧州同盟運営条約七五条の下でのあらゆる提案の採択に参加するために、自由、安全および公正の領域に関する連合王国およびアイルランドの立場に関する議定書三條の下で自らの権利を行使する意志があることを宣言する。